本日の会議に付した事件

令和元年第4回山元町議会定例会 令和元年12月13日(金)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例
- 日程第 3 議案第82号 山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条 例
- 日程第 4 議案第83号 山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第84号 山元町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第85号 第6次山元町総合計画について
- 日程第 7 議案第86号 平成31年度 漁復1号 漁港環境施設整備工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第87号 平成31年度 復興交付金事業 旧中浜小学校震災遺構保存整備工事 請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第88号 令和元年度 社総交(復興)請6号(仮称)新浜諏訪原線道路改良工 事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第92号 令和元年度山元町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第93号 令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第94号 令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第95号 令和元年度山元町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第96号 令和元年度山元町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第19 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長(岩佐哲也君) ただいまから、令和元年第4回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長(岩佐哲也君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、9番岩佐孝子君、 10番阿部 均君を指名します。 議長(岩佐哲也君)これから議長諸報告を行います。

4点あります。

1点目、陳情等の受理。陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2、委員会審査報告書等の受理。総務民生常任委員会、産建教育常任委員会の各委員 長から所管事務調査報告書及び3常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出 されましたので、その写しを配布しております。

3点目、議員派遣結果報告書の受理。山元町議会会議規則第126条の規定により、 議員派遣の件について配布しております。

4件目、一部事務組合等議会の報告。亘理地区行政事務組合議会議員及び宮城県後期 高齢者医療広域連合議会議員から結果報告書が提出されたので、その写しを配布してお ります。

これで議長諸報告を終わります。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第2.議案第81号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。それでは、議案第81号地方公務員法及び地方自治法の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.9、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行 に伴い、会計年度任用職員等に関する規定を整備するため、関係条例の一部を改正する ものであります。

1の改正等の内容でございますが、議案書の新旧対照表もご確認いただきながら説明いたします。

第1条、山元町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、報告の対象となる職員から第1号会計年度任用職員を除外するための規定を追加するものでございまして、議案書5ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条におきまして、報告の除外となる非常勤職員に第2号会計年度任用職員が含まれないよう、その旨の規定を加えるものでございます。

次に、第2条、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の分限による休職期間を任期の範囲内とする規定を追加するものでございまして、議案書6ページの新旧対照表のとおり、第6条にその旨の読みかえ規定を第4項として追加するものでございます。

次に、第3条、職員の懲戒の手続き、効果等に関する条例の一部改正につきましては、 第1号会計年度任用職員につきましては報酬が支給されることから、懲戒による報酬の 減給に関する規定を追加するものでございまして、議案書7ページ、こちら7ページの とおり、第4条の給料額の定義に第1号会計年度任用職員にあっては報酬の額とする旨 を加えるものでございます。

次に、第4条公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、 地方公務員法の改正に伴う引用条文等の整理を行うものでございまして、議案書8ページの新旧対照表のとおり、第2条第2項第5号に規定されている地方公務員法第22条 が第1項から第7項まで規定されておりますが、法改正によりまして1項の条に改めることから、そのための改正とあわせ、法で使用する漢字に改めるものでございます。

次に、第5条、山元町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員は勤勉手当の支給及び職務復帰後の号俸調整の適用がないことから、会計年度任用職員を除外する規定を追加するものでございまして、議案書9ページ、こちらの新旧対照表のとおり、第7条第2項及び第8条第1項に規定されております職員の定義に会計年度任用職員を除外する旨を加えるものでございます。

次に、第6条、山元町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、特別職非常勤職員の任用厳格化により、会計年度任用職員等に移行することとなった職員について別表から削除するものでございまして、議案書11ページ、12ページの新旧対照表、こちらのとおり、歴史民俗資料館長から地域包括支援センター所長、区長、副区長、行政連絡員及び消費生活相談員の項を削除するものでございます。

次に、第7条、山元町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、臨時的任用職員には給与を支給するよう改めるとともに、非常勤職員、特別職会計年度任用職員の給与または報酬については、別途条例で定める規定を追加するものでございまして、議案書13ページ、こちらの新旧対照表のとおり、第19条第1項を臨時的任用職員に限定し、規定されております賃金または報酬を給与に改めるとともに、第2項を非常勤職員、つまりは常勤を要しない職員の給与または報酬は別に条例で定めるとの内容に改めるものでございます。

次に、第8条、山元町職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、第2号会計年度任用職員に旅費を支給するに当たり、行政職給料表の適用を受けるものとみなす規定を追加するものでございまして、議案書14ページ、こちらの新旧対照表のとおり、第2条第2項に後段としてその旨の規定を加えるものでございます。

次に、第9条、山元町交通指導隊条例及び第10条、山元町防犯パトロール隊条例の2つの条例の一部改正につきましては、特別職非常勤職員の任用厳格化によりまして、会計年度任用職員に移行することに伴い関係規定を整理するものでございまして、議案書15ページから18ページの新旧対象表、こちらのとおり会計年度任用職員への移行に伴いまして、地方公務員法が適用されます。このことから、個別に規定する必要がなくなりました懲戒に関する規定の部分を削除いたしますとともに、報酬の支給につきましても、会計年度任用職員に係る報酬支給の条例、こちらを適用することから、関係する規定を削除するものでございます。

概要書のほうにお戻りください。

2の施行期日でございますが、令和2年4月1日とするものでございます。

以上、議案第81号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう お願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑はありませんか。 8番遠藤龍之君。

⁸番(遠藤龍之君)はい、議長。いまだ理解が乏しいんですが、この件につきましてはね。今、 最後に説明された9条、10条についてなんですが、削除された後というか、その後の

対応というのは、今多分言ったと思うんだけど、ちょっと聞き逃してしまったので、そ の点をまず確認したいと思います。

総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。お答えいたします。

まず、懲戒に関する規定が個別にこれまでは指導隊の条例、パト隊の条例のほうに載っておりましたが、今回、会計年度任用職員になりますと、非常勤一般職ということになりまして、地方公務員法の適用になります。そうしますと、地方公務員法にのっとった形でそれらは運用されると。また、これまで報酬につきましても個別条例に規定しておりましたが、会計年度任用職員、第1号の会計年度任用職員として任用することになります。そちらの条例のほうでこちらの隊員の方々への報酬支給という方向に変わりますので、ご理解いただければと思います。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。個別条例、それで規定されているということなんですが、それは我々に示されているの、これまであるやつということなの。その後ね、例えばあと、そのほかの公民館長とか、勤労青年、まあ公民館長とか何とかというの今ないけれども、存在してないからあれなんだけれども、今後そういう、存在するというふうになったときに、ここの部分がなくなって、何で保障されるというか、確認されるのかということがよくわからない。私もよくわからない中での質問だから、よくその辺の説明がないもんだから、理解十分でないです、正直言わせてもらうとね。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。まず1点目の報酬の支給につきましては、9月議会定例会で ご可決いただきました第1号のほうの報酬等を支給する条例、こちらのほうを適用させ るというものでございます。

あともう1点の、今回、特別職の報酬の条例の中から、これまで規定しておりました館長職等の部分がございます。これのですね、これまでの特別職としてここに規定しておりました館長職の報酬額、金額見ていただくとわかりますが、12万何がしという金額の設定の報酬をしておりました。これまでですね、従来、大分前になりますけれども、館長職というものを特別職、名誉職的な形で任用していたときの方々を任用する際にですね、用いていた月額報酬の単価でございました。今回は、一旦そのような特別職という方は、今回の法改正で置けなくなるということもございますので、一旦この条例からは、まず削除させていただいたところでございます。実際の、今の町の運用といたしまして、例えば、中央公民館長職も町職員で今担っておりますので、今の任用実態からして、まず第1号会計年度任用職員として任用するか、ちょっとこれは想定していないところではございますけれども、一旦そのような特別職の規定からは外れるということになりますので、今回のこの報酬の条例から除かさせていただいたところでございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。この議案書の13ページのところの、下のほうの、左側の下、 別に条例で定めるという条例というのは、今言った会計年度、9月議会で云々というふ うなことで受けとめていいんですか。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。はい、そのとおりでございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。別々に提案されるとね、私たちの頭も混乱してしまうということも含めて、今後、そういったことの、我々がすぐ判断できるような、理解できるような提案の仕方をしていただければと思います。私だけだと思うんだけどね、そういう理解できないのは。

あと、区長、副区長、行政連絡員のやつについての明確な説明というのなかったんだ

けど、この言葉どおりだとすると、この言葉というか、協議会資料、全員協議会資料の中で示された、まだ協議中とか、調整中とかというふうな説明、それ以降の説明、もしあったとすれば、私が聞き逃したということになるんだけれども、その辺の経緯はどうなっているんですか。

- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。議員おっしゃるとおり、議会始まる前の12月3日の全員協議会の資料の中で若干触れさせていただいておりましたが、今、区長、副区長、行政連絡員等につきましては、最終的には、今調整を行っているということでご理解いただきたいと思います。臨時区長会議を重ねまして、今、私人委託、審議会委員というところの中で、今あるべき方向性をですね、調整しておるところでございます。これにつきましては、遅くても1月中には議員の皆様にも最終的な方向性をですね、お示しできるように、今進めておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。そうすると、この部分については、今回のこの議案書とは関係 ないということで、別立てということなんですよね。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。今検討しておりますのが、私人委託、自治会から推薦をされた方を委託するという形か、審議会の委員、特別職として改めて置くかというような、2つの考えで今調整しておるところでございますけれども、どちらにいたしましてもですね、今回、今、特別職の報酬に一覧として載っております設定のところからは、一旦除外させていただいて、万が一、特別職として改めて置く場合には、そのための条例も必要になります。その際に、そこに報酬の単価等を設定すればということもありましたので、今回はどちらに動いても、今回の特別職の報酬の一覧からは除外すべきという判断から、除外させていただいたところでございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。なかなか理解はできないというか、問題はないんだべけども、こういう提案のあり方というのはいいのかどうかというね、こういう提案というかね、これで1本の内容だとするならば、そこの部分がまだ、そこの部分が未定のままの提案でされて、我々はそれに対して判断してくださいということで判断するという格好になるんでしょうか。手続き上というか、中身、流れというかね。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。まず、この条例の提案の仕方というものにつきましては、基本的に法令の改廃に伴って、2つ以上の条例を改廃する必要が生じた場合は、このように条立てて関係条例を改廃するのが一般的となっておりまして、今回、全国的にもこの動きがあるもんですから、ほかの自治体でも同じような形で議会のほうに上程しているのは確認しておるところでございます。

もう1点の、その区長の報酬の部分に関しては、まだ実際最終的には形は決まっておりませんけれども、今回これの特別職の報酬から除くという部分に関しては、これは間違いなく確定といいますか、この方向ではあるということをご理解いただければと思います。万が一、特別職として置く場合についても、その職を今度は条例化しなくちゃいけないということになりますので、その際に、その条例の中で報酬なりもうたうという形になります。基本的には、私人委託という方向が、今、区長さまのほうからのご意見がありますので、その中で調整しているところでございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。ごめんなさいね、やっぱり理解できなくて。これあくまで、今、 報酬だけを抜くということなんだけれども、本来ならば、これ独立して提案されてくれ ば非常にわかりやすいのかなというふうに思っているんだけれども、こういう形で出さ れるとね、何とも判断のしようがないなと。単純にこの報酬の部分をこの原本から抜くという、だけどその前に前提があるわけでね、その前提が今後の対応をどうすると、これまでどおり特別職でやるのかね、ここに示されているように私人委託とか、私人委託というのなかなか理解できない、今のところね、そういう表現なんだけれども、審議員会とかね、審議会とかという部分もまだ理解できてないうちにですね、なぜ理解できてないかって、この部分についての具体的な提案というかね、ないですから、だからこっちもそういう説明のない中で理解できてない部分もあるんだけれども、ということなんだけれども、それを一括して、いや、問題があんのか、ないのかすら、今この時点ではね、ちょっと判断できない状況なもんだから確認してるんだけど、ここの部分についてはだよ。報酬を抜く、そして新たにこの、私人委託とか何とか、それに対しての条例化というか、ということになる。そういうふうな説明だというふうに理解したところなんだけれども、その際に、何か問題があるとすれば、そのことだけで対応すればいいのかなというふうに考えれば、それはそれでね、この部分について、抜くということだけについての提案に対しては、ある程度判断はできるのかなというふうに思うんですけれども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。今回、抜くことを前提としてですね、これが今後の方向性にいろいろ左右されるか、しないかという部分でございますけれども、先ほどからご説明させていただきましたが、先ほどちょっと私のほうからお話した私人委託の場合はですね、条例化ではちょっとございません。どちらかと言いますと予算化の中で、その辺をちょっとご説明する形になります。ただ、そうしますよりも、やはりその制度につきましては、予算になりますと3月議会という、そこの場面というよりは、1月の中でですね、議員の皆様のほうにきちんとその制度のほうのご理解は求めたいと考えております。今回あくまで、どちらの方向に、私人委託になる、審議会委員として特別職で置くにしたとしても、今回この、一旦条例から外していても、今後には影響与えるものではないという判断から提案させていただいたところでございますので、何とぞご理解いただければと思います。
- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑ございませんか。
 - 1番(伊藤貞悦君)はい、議長。まず第1点、今回提案されているのは、10のですね、条例の 一部だけ変更なので、このような形だというふうな説明ですが、それぞれの、一つ一つ の成文、いわゆる新しくなった条例の成文は示されるのかどうなのか、この件について まずお伺いします。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。今回提案しておりますこの整備条例というものでございますけれども、中身につきましては、おのおのの条例の一部改正条例が一つの、一本にまとめられてるというふうに、まずご理解いただければと思います。そういたしますと、これまでも町のほうで一部改正、条例を行う場合につきましては、基本的には改正分を議案として提案し、その裏に新旧対照表をもって、その改正される部分をお示しさせていただいた上でですね、議員の皆様のほうにご判断いただいているというのが常でございますので、今回も同じような形で上程させていただいたところでございます。
 - 1番(伊藤貞悦君)はい、議長。ただいまの説明は、どの部分をどういうふうに改正するかとい うふうなことについて示しておると思いますが、これが成文、いわゆる条例が通った段 階では成文化されると思うんですが、それをどのように町民や我々に伝えていくのか。

いわゆる成文というのは、1条から第何条まできちっっと示すべきだと私は思うわけで すが、そのことについていかがなのか。

- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。数年前までは、町の例規は例規集という形で冊子物でございまして、それを町のほうで配備しているというような形でございまして、なかなか町民のみなさまにも目が届かない形ではございましたが、今は町のホームページのほうにですね、町の例規集のほうの内容が登録されておりまして、そちらのほうから改正された条例もですね、その都度、ちょっと時間は1、2カ月かかることもありますけれども、改正されるごとにですね、改正したもので公表しております。常々見ることは可能でございますので、よろしくご理解いただければと思います。
 - 1番(伊藤貞悦君)はい、議長。そのことについてはわかりました。やはり町の条例なので、町 民にもきちっと公表して、わかるような形にしていただければと思います。

それから、先ほども同僚議員から質問ありましたが、行政区関係の区長関連のことですが、これが今回通れば、施行は令和2年4月1日からというふうな形になりますが、各行政区においては、3月とか2月の段階で総会が開催されると思います。その段階で、各行政区の区長はどのように説明していいか、非常に曖昧だろうと思われますが、そのような中途半端な形でこのような条例を示していいのかどうか。私人というのは、というふうな形になれば、例えばの話ですが、責任の所在を問われたら、各行政区の区長はどのようにお答えしていっていいのかというふうな、非常に大きな問題が私はあるように感じているわけですが、町長はそのことを含めてどういうふうにこれからこの区長制度について考えているのか、考えをお聞かせいただければと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。先ほど来から総務課長のほうからご説明してますように、今回 はあくまでも全体としての整理をするタイミングだというふうなことで、ここから対象 になる職の整理すると、除外するという手続きの段階でございますのでですね、基本的 に分けてお考えをいただけるとありがたいなというふうに思います。まず、分けていた だいた上で、じゃあ個別の問題はどうなんだということについては、これも先ほど来から申し上げているとおり、区長の皆さんとの意見交換なり、先進地訪問なりをしてです ね、認識を深めながら、山元町としてはどういう形が望ましいのかというのを検討の過程にあると。それもほぼ一定の方向に収まりつつあると、整理されつつあるというふう な段階だというようなことでご理解をいただきたいと思います。

これも総務課長申し上げましたように、1月には全協等の機会を捉えてですね、その 辺の最終的な整理ができるというふうに思いますので、その段階でお示しをしたいと。 そうすることによって、議員ご懸念の3月に向けた各行政区のご懸念、不安というもの はですね、事前に解消されるんだろうというふうに考えているところでございますので、 ぜひご安心をしていただきたいというふうに思いますし、早目にですね、区長会の皆さ んと最終的な調整をしたいなというふうに思っております。

議長(岩佐哲也君)そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。

議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)これから議案第81号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第81号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)日程第3.議案第82号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。それでは、議案第82号山元町一般職の任期付職員の採用等 に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.10条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、住民に対するサービスの提供体制の充実と多様な勤務形態 への対応並びに採用できる業務の範囲を拡充するため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、1点目は、住民に対するサービスの提供体制の充実と 多様な勤務形態へ対応するため、短時間勤務職員の採用に関し規定するものでございま す。

現行の条例は、常勤職員と同様に、1日7.75時間勤務する任期付職員を採用するための条例となっております。これをフルタイムでは就労しがたかった方、例えば子育ては一段落したものの、1日家をあけることは難しい主婦などが公務員として地域のために働くことを可能とするための対応。また、勤務時間を延長するなどして、行政サービスの向上にきめ細かくかつ効率的に対処するための体制整備として短時間勤務の職員を採用することができるよう、必要な規定を盛り込むものであります。

採用の要件は記載の4点でありますが、これらいずれかの要件に該当する場合であって、短時間勤務職員を採用することが公務の能率的運営を確保するために必要である場合採用できるとするものでございます。

2点目は、採用できる業務の拡充でございます。議案書5ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

現行では、附則の第2項に職員を採用できる業務の範囲といたしまして、1つ目として、埋蔵文化財の発掘調査に関する業務、2つ目として、東日本大震災に伴う復旧・復興に関する業務の、この2つに限定しておりましたが、多様化する、高度化する行政ニーズに対応していくため、この附則第2項を削除させていただいて、業務範囲の拡充を図るものでございます。

概要書のほうにお戻りいただきたいと思います。

2の施行期日でございますが、令和2年4月1日施行とするものでございます。

以上、議案第82号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう お願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。

8番遠藤龍之君。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。これは、この部分については全く新しい制度というか、という ふうな受けとめでいいんですか。あるいは、今、最後に言いました埋蔵発掘、これまで は附則の中で対応してたその埋蔵文化財の発掘調査とかってなって、そういう説明があ ったんですが、この短時間勤務職員という説明からですね、短時間勤務職員と、さっき フルタイムで7.75時間が云々という説明から、この短時間職員という説明、この短 時間というのは単純に、これまでだと臨時職、あるいはパートとかっていうような受け とめ方、わかりやすい社会的用語というかね、それをこういうふうに短時間勤務職員と かって言ってね、そしてその規定が云々かんぬん、そうすると、その短時間勤務職員の あれが7.75時間とかっていうふうな受けとめもね、さっきの説明、ちょっと頭混乱 するので確認するということで、これまでもこの1、2、3、4というのは、これまで もこういった仕事というのはあったのか。あったんだったらば、どういう人たちがこう いった仕事についていたのか。これまでと今後って変えるんだったらば、これまではこ うだった、今後、こういう形で、言葉もこういうふうに、今までだったら臨時職員って いう表現だったのが、あるいはパート職だったのがというふうに表現してたのが、短時 間勤務職員という表現にしたんですよ。そして、仕事の内容はそんなに、そういう意味 では変わりないんですよとかですね、というような説明をしてもらわないと、少なくと も私の頭では理解できないというようなことで、こういった新しいことはね、わかるよ うに説明してもらわないとね。俺だけだよ、わかんねのは。多分みんなわかってると思 うんだけども。ですから、よろしく。個別的にそういうのは聞けばいいのかなというふ うにもなるんですが、よろしくお願いします。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。まず初めに、任期付職員、この制度につきましては、国の法律は平成14年にできておりまして、任期付職員を町として採用できるという法律ができたところでございます。

さらにこの短時間勤務で働けるような法改正につきましては、平成16年に法改正で そのような仕組みは設けられておりました。町のほうでですね、まずこの任期付職員の 法律ができて、じゃあこの法律を運用するかどうかということにつきましては、そのス タート段階からは、実は考えがなかったといいますか、スタートはしておりませんでし た。ただ、常磐自動車道の発掘調査が本格化してですね、埋蔵文化財に係る職員という ものが町では1人しか正規職員ではおりませんでしたので、ちょっとそれでは職員足ら ないと。じゃあその期間何とかカバーするための任期付職員を採用したいということで、 平成22年にこの条例を町としてはつくり、先ほど附則の中で説明いたしましたが、最 初は埋蔵文化財に関する業務をするがための方だけを特定するためにこの条例を制定さ せていただきました。その後、東日本大震災になりまして、そのための業務が発生する ということから、そのもののための職員も任用したいという考えから、附則のほうの改 正をして、東日本大震災の業務に当たる職員も採用できるように、これまでですね条例 の改正を重ねて、今の体制を整えたところでございますけれども、今、それ以外にも働 き方の多種多様な部分もございまして、先ほど説明いたしましたように、フルタイム、 つまり7.75時間、7時間45分働くのはなかなか難しいけれども、もう少し短い時 間ならこういう時間帯で働けるというようなこともこれからいろいろ発生する部分もご ざいますので、そういう人への対応をするがために、その部分の条例を今回追加させて

いただいたということでご理解いただきたいと思います。

- 議長(岩佐哲也君)よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。埋蔵文化財の発掘というようなことで7.75、そして、今回 は拡充するということで、この条例改正なんですけれども、拡充するとどの分野までと いうことを想定しての改定なんでしょうか、改正なんでしょうか。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。どの分野までといいますと、ここの附則のほうにこれまで規定しておりました埋蔵文化財と東日本大震災の部分除くとなれば、原則、基本的には全ての業務でこのような短時間任期付職員を採用することが可能になるということにはなります。町といたしましては、やはり今後のですね、いろいろ事務事業を取り組んでいくに当たりまして、先ほどご説明しました概要のほうにありますけれども、①から④に該当するような業務で必要となる部分を採用、この条例をもって採用できればなと思っているところでございます。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。そうしますと、拡充してどれくらいの人数を想定しているのか、 その辺についても町長にお伺いしたいと思います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。そういう個別具体の関係についてはですね、私もなかなかあれ でございますので、担当課長のほうからお答えしていただきます。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。個別、何人というふうな想定で今回の条例改正というものまでには、実際は至っておりません。基本的にはそのように体制整備ができるよう、この条例をですね、まずは改めさせていただいて、今後の対応に向けていきたいということでご理解いただければと思います。
- 議長(岩佐哲也君)よろしいですか、そのほか質疑はございませんか。
 - 1番(伊藤貞悦君)はい、議長。改正内容の(1)の1番、2番は、①、②は、これはいわゆる 任期付職員を採用する際の必要条件であると思いますが、まず③の住民に対するサービ ス提供体制の充実って、これはどんなことを想定されているのか。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。これはですね、基本的に、例えばこれまでの時間設定で役場は動いているわけですけれども、その時間設定の枠を若干外しても、住民のサービスの提供のためにですね、業務を行うというような場合、そういうところにですね、限って職員を採用してその業務に当たったほうが町全体の効率がいいという場合には、そのような対応もあり得るということで、このような取り扱いがあるものと理解しております。
 - 1番(伊藤貞悦君)はい、議長。わかりました。

それでは、④番、部分休業を取得する職員の業務の代替、これは、例えば育休とか、授 乳時間とか、それから病休等々のことを想定してこの部分を入れてあるのか、そのこと についていかがでしょうか。

- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。おっしゃるとおり、部分休業とか、あと介護休暇を取得する職員、その方のですね、業務の代替という場合について、この短時間勤務職員を採用するということは法律の中で認められているということでご理解いただければと思います。
- 議 長(岩佐哲也君)そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。

議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

議 長(岩佐哲也君) 討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから議案第82号山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一 部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第82号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君) 日程第4. 議案第83号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民生活課長(大和田紀子君)はい、議長。それでは、議案第83号山元町印鑑の登録及び証明に 関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料No.11、条例議案の概要でご説明申し上げますので、お手元にご準備ください。

提案理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正内容です。上記法律の施行により、印鑑登録事務処理要領の一部が改正され、成年被後見人からの印鑑の登録申請について、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして印鑑の登録資格を認めることとし、あわせて関係条文を整理するものでございます。

主な改正部分ですが、第2条第2項で定める登録資格の除外規定について、改正前は、 成年被後見人は印鑑の登録ができないと規定しておりましたが、改正後は、意思能力を 有しない者に改正するものでございます。

条例改正の背景についてですが、こちらの議案については、議案第77号及び議案第80号と同様に、法律の改正により成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるものであります。

2の施行期日ですが、令和元年12月14日となります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。

議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君)これから議案第83号山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正 する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第83号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)日程第5.議案第84号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。議案第84号山元町障害者地域活動センター条例の一部 を改正する条例についてご説明申し上げます。

> 配布資料No.12、条例議案の概要によりご説明をいたしますので、あわせてお手元に ご準備いただきますようお願いいたします。

> 提案理由についてです。山元町障害者地域活動支援センターやすらぎ作業所の名称を 変更するため提案するものでございます。

> 改正の趣旨でございますが、このやすらぎ作業所、真庭区の静和園の東隣りにある建物内にですね、共同作業所工房地球村とあわせて設置してございますが、こちらの施設はですね、生産活動や作業を行う施設ではなくて、障害のある方の自立や社会参加の促進を図るための日常生活支援、相談、地域交流などを行うための地域活動支援センターであることから、これまで実施してきた障害のある方の日中の居場所や触れ合いの場としての活動実態に合わせ、かつですね、事業の継続性及び愛称としての定着度を考慮した名称に変更するものでございます。

改正内容ですが、現在の名称であります「山元町障害者地域活動支援センターやすら ぎ作業所」から作業所を外しまして、「山元町障害者地域活動支援センターやすらぎ」と 改正するものでございます。

施行期日につきましては、来年度の4月1日からの施行とするものでございます。

以上、議案第84号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。 8番遠藤龍之君。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。この辺、経緯といいますかね、我々のほうの議会は、我々というか、やすらぎ作業所というの、何だあの昔の合戦原の母子センターからね、あの一体のものとして取り組まれてきた事業で、それがずっとその流れで、そういう名前もね、やすらぎ作業所というのは、今の工房地球村と、あそこ全体がやすらぎ作業所というイメージ、受けとめをこれまでしてきているところなんだけれども、逆に言うと、その工房地球村というのがある時期にできたときに、変えるんだったらその時期にね、変える話ではないのかというような疑問も含めての確認なんですが、その辺の経緯、せっかくそのやすらぎ作業所というのは、もう歴史に残る名前というか、町史に残るというかね、そしてこの山元町の歴史からいけば多分ほかの町に先立ってそういった施設をつくって、そしてみんな地域の人、あと親、町が一体となってね、取り組んできた、自慢できると

いうか、そういった宝物のね、事業だったかと思われるんですけれども、逆に言うとね、その名前をやすらぎ作業所というほうが、私としては定着してるのかなと。そういう意味でね、やすらぎ作業所っていえば2つ思い浮かべるの、実際仕事している人と、そういう生活支援というかね、今言ったようなね、というふうな理解をしていたんですが、その辺の経緯を含めてですね、なぜ今、こうしたこの変更ということになったのかという。別に反対とか何とか、そういうことでなくて、そういう意味ではなくて、理解を進める上でちょっとこの場で確認したいなということでの質問です。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。ただいまの質問の件にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、やはりもともとは母子保健センター、合戦原にある、 そこにですね、心身障害者の親の会の皆様が結成して、集って、いろんなことを始めた 施設というふうに確認してございます。

当時はやはりですね、相談を受け付ける場だけではなくて、集まって皆さんで何か作業をしたりというふうな場面もその場所にはあったというふうなことでございます。議員おっしゃった後段のほうでですね、新しい制度ができて、例えば今やっている共同作業所の工房地球村ですね、授産施設というふうなことで、何か物をつくるような施設が表に出てきたタイミングで名称を変えるのも一つの方法でもあったかというふうには、私も理解します。ただ、現在もですね、やはり作業というかですね、その当時なんですが、やはり障害のある方が集って、手芸とかですね、談話、トランプなどをしてくつろぐ場面もございました。ですので、その軽作業もあったからかもしれませんが、まずは名前の名称はそのまま、当時授産施設というふうな制度が出てきてからも並行して作業所というふうなことで動いてきたというふうに理解をしてございます。

近年でございますが、やはりどうしてもここの、先ほど申し上げましたが、場所としては共同作業所工房地球村と同じ施設にある施設でございまして、どうしても近年、工房地球村でつくるアップルパイであったりとか、作業和して昔の授産施設の流れのものがメーンでできるような場面も建物のやっている形態が表に出てくる場面が多くなってきまして、実際、やすらぎ作業所でやっていることについては、作業というよりは相談業務、あとまた、制度が変わりまして、近年ですと障害者の相談計画、介護、背後を組んで言えばケアマネージャーみたいなような仕事をするような場所としても、今の合戦原、真庭のですね、あそこの施設でそのような計画相談をする場面もふえてきたということで、基本、授産施設みたいに物をつくるのは共同作業所工房地球村で、障害者の相談に乗って、あとはその障害者の計画を立てる場面がやすらぎ作業所と、すみ分けが明確になってきましてですね、両方に作業所というふうな名前がついていますと、どうしても混同される方が多くなってきましたので、やはり作業する場は「共同作業所工房地球村」、あとは計画相談行うのは「やすらぎ」というふうな愛称、今ずっとなじんでますので、そこでやっていければ混同しなく、よりわかりやすい施設になるのかなということでの今回のタイミングでの変更というふうに考えてございました。

以上でございます。

議長(岩佐哲也君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 計論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから議案第84号山元町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正 する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第84号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)ここで、暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

午前10時56分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長(岩佐哲也君)休憩前に続き会議を開きます。

議 長(岩佐哲也君)日程第6.議案第85号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。それでは、議案第85号第6次山元町総合計画について ご説明いたします。

まず、提案理由でございますが、山元町における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として策定する第6次山元町総合計画について、山元町議会基本条例第9条の規定により議会の議決を得るため提案するものでございます。

内容につきましては、配布資料No.13に添付しておりますA3判の第6次山元町総合計画概要版にてご説明いたしますので、ご準備をお願いいたします。

まず、1の総合計画の策定ですが、本町においては、震災後に策定いたしました第5次総合計画を兼ねた山元町震災復興計画に基づき、単なる復旧にとどまらない創造的な復興を目指して、震災からの復興を最優先に各種事業に取り組んできたところでございます。

今後は、その取り組みにより得られました成果を最大限に生かし、本町の置かれた状況と課題に向き合い、持続可能なまちづくりを進める必要があることから、町の将来の姿を見据えたまちづくりの指針となる第6次山元町総合計画を策定するものであります。

次に、2の総合計画の構成ですが、構成といたしましては、基本構想、基本計画、実施計画の3部構成といたします。ピラミッドの頂点の基本構想は、まちづくりの基本的な考え方と目指すべき将来像、これを実現するための政策展開の方向性を示すものであります。基本計画は、基本構想を具現化するための政策推進の基本方向や各分野別の施策と取り組みを示すものになります。本計画においては、この基本計画の5つの柱ごとに現況値を示した上で、中間値、目標値の指標を設けることとしております。実施計画は、基本構想や基本計画に基づき、国の政策や町の予算編成と調整しながら向こう5年間の事務事業と予算の仕組みを示すものになります。必要に応じて毎年新規事業の追加

や事業の組みかえ等の整理を行ってまいります。

次に、3の総合計画の期間ですが、計画期間は令和元年度から令和10年度までの10年間としております。具体的な事務事業を掲載する実施計画については、当初5年間の計画として取りまとめますが、毎年度、事業の追加、廃止の修正を行うこととしております。

次に、資料の右側、4の基本構想についてご説明をいたします。

第5次総合計画をかねた震災復興計画における将来像は、将来に向けての希望を持ち、震災を乗り越え、安全・安心に暮らせる喜び、幸せをあらわす笑顔にあふれ、にぎわいのあるまちを目指すという思いを込めて、「キラリやまもと!みんなの希望と笑顔が輝くまち」としてきましたが、今回の計画においては、ここに記載のとおり、「キラリやまもと!みんなでつくる笑顔あふれるまち」としております。この将来像には、これまで進めてまいりました後世に誇れるまちづくりといった光輝く多くの財産をこれからも磨き続け、全ての人が生き生きと暮らし、愛にあふれるつながりを大切にするまちをつくることを目指すということ、また、町民みんながまちづくりに参加し、全ての人の笑顔が輝きあふれるようにとの願いが込められております。

計画策定を進める中で、町の置かれた現状や復興計画における課題、町民の意向と期待をもとにまちづくりにおける課題を3つの戦略的課題として整理しております。

課題の1つ目といたしましては、移住・定住を促す町の魅力創出や、生活利便性の向上が必要としております。全国的な人口減少が進んでおり、人口の維持や増加につながる取り組みが必要となっております。沿岸部に代表される農地の大区画化等の産業を取り巻く情勢の変化、訪日外国人観光客の誘致を含めた観光交流の拡大などは、移住定住のきっかけとなることが期待されます。

課題の2つ目といたしましては、町民一人一人が安心して暮らせる生活環境づくりが必要としております。高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者数や高齢者世帯の単身世帯が増加し、地域全体で支える取り組みが必要となっております。また、人口減少等に伴うコミュニティーや行政サービスの維持が課題でもあり、町民によるまちづくりへの参画や町民同士の自助・共助の取り組みがこれからはさらに必要となってまいります。

課題の3つ目といたしましては、町民や地域と連携した協働のまちづくりが必要としております。震災により新しいコミュニティー形成に向けた取り組みが必要となり、震災後の全国からの支援をいただいた本町ですが、そのつながり、交流を今後とも継続していく必要があります。

このような課題を踏まえ、将来像を目指すための3つのまちづくりの基本理念を掲げております。

基本理念の1つ目には、「住んでみたい、ずっと住んでいたいと思える元気で快適なまちつくり」を掲げております。昨年実施いたしましたアンケート調査により、町民の方々の定住意向が高く、また、中学生の多くが町への愛着を持っていることがわかりました。その思いに応えられるよう、また、町外からも住んでみたいと思えるようなまちづくりを目指してまいります。

また、未曽有の大震災を経験し、町民や町の安全・安心に関する価値観は大きく変わり、町民や町の防災意識、地域ぐるみの助け合いの精神は、他の自治体と比べても非常

に高いものがあると考えられます。

震災以降培ってまいりました自助・共助の精神により、安心して暮らせるまちづくりに取り組むため、2つ目の理念といたしまして、「ともに想像する安全・安心なまちづくり」を掲げております。

基本理念の3つ目には、「つながりを大切にする愛と誇りを育むまちづくり」を掲げております。震災は地元への愛着、郷土への誇りについて深く考える機会となったものと考えており、復旧・復興の過程においても、震災前にはなかった多くのつながり、関係性が築かれました。その山元町の強みとも言える貴重な財産を今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

この3つの基本理念を前提に、ご覧のように5つの柱、施策の大綱を定め、基本方針としており、1. 健やかな暮らしをともに支えるまちづくりに取り組みますから、5の質の高い持続可能なまちづくりに取り組みますまでの5つの柱を設けております。

裏面をご覧願います。

人口フレームについて資料を掲載しております。

今回の計画策定に当たりましては、当初から昨年4月に国立社会保障人口問題研究所が公表いたしました将来人口推計を強く意識し、作業を進めてきたところであります。平成27年の国勢調査では1万2,315人であった本町の人口が、30年後の令和27年には6,800人程度まで減少するとのころであり、衝撃的な推計値でありました。これを受け、この人口減少、少子高齢化が進むことは避けられないという認識を改めて共有した上で、今後のまちづくりを進める必要があると考え、さまざまな施策により少しでもその流れを食いとめ、計画目標年次の令和10年においては、約9,800人になるとされた推計値に対し将来目標人口を1万1,200人に設定したものであります。次に、右側の5の基本計画についてですが、先ほど基本構想でご説明をいたしました5つの基本方針を章立てしております。

1つ目の基本方針、健やかな暮らしをともに支えるまちづくりに取り組みますについては、第1章、2つ目の基本方針、地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組みますについては、第2章としております。第1章から第5章までの5つの基本方針には、21の分野の項目をひもづけしております。

第1章には、子育て環境、保健医療、障害福祉、高齢者福祉といった子育で・保健福祉の分野。第2章には、農林水産業、商工業、観光交流、移住・定住といった産業交流、定住等の分野。第3章、のびのびと学び夢と志を育むまちづくりにとりくみますについては、学校教育、生涯学習、文化財、スポーツ、レクリエーションといった教育・生涯学習等の分野。第4章快適な生活を支えるコンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みますについては、防災・減災、防犯、交通安全、都市整備、公共交通、上下水道といった防災や都市整備等に関する分野。第5章質の高い持続可能なまちづくりにとりくみますについては、環境保全、廃棄物循環型社会、地域コミュニティー、協働、行財政運営といった環境、コミュニティー、行財政関係の分野としております。

各章ごとに目標数値を設けて各種施策に取り組むこととしており、計画の本文においては、それぞれの分野ごとに現状と課題を整理し、その課題対応の方向性を示しており、これらをまとめたものが基本計画となります。

以上が第6次山元町総合計画の説明になりますが、基本構想及び基本計画は本町の大

きな今後のまちづくりの基本的な方針を示す計画であるため、詳細な具体的な内容を定めているものではございません。総合計画の構成でご説明いたしましたように、個別の事務事業については、今後、実施計画を作成し、年度末までに取りまとめることとしております。

以上が議案第85号の説明になりますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう お願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。 8番遠藤龍之君。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。最後のほうで、実施計画についての話があったんですが、年度 末に提出という、提案というか、提出ということなんですが、この総合計画全体を見た ときに、非常に抽象的な表現で具体性が、これ全体の話ね、具体性が見えない。とする ならば、やっぱり実施計画ですね、これまでの説明の中で、今の最後のほうの説明、こ れはそういうものではないということで、具体的には実施計画で示すというふうになっ ているんですが、その実施計画を示されない中でね、この構想をどのように判断すれば いいのかという不安、懸念からの確認なんですが、従来、これまでの経験、経緯から言 いますと、ある程度総合計画としてまとめた中で、それなりに具体性のあったつくられ 方がこれまでしてきたわけです。例えば、現在の復興計画については、ああいった特別 な事情の下での作成、つくられ方だから、この部分についてはある程度あれなんですが、 その前の総合計画につきましては、結局この総合計画を眺めただけで、その10年間の 動きというのが、計画とか見えてくるようなつくられ方をしてきているんです。例えば、 計画の内容ということで、施策名があって、事業計画、主な事業計画としてそれぞれ項 目立てがあって、そして前期・後期という計画実施期間ということで、前期・後期とい う表示といいますか、進め方で、それぞれの事業で今すぐできるもの、あるいはこの1 0年間の中で対応するものというような形で、3つの形で表現しているんです。推進、 検討とか、あるいは充実。推進というのは、いわゆる、あるいはもっと実施とかね、と いうような形でこの10年間の動きを、計画の流れを示されてきていた計画だったんで すね。前の前のとき。とすると、この1冊を見ただけで、この10年間の山元町の今後 のまちづくりというのがある程度確認できたような計画になっている。だから、前々回 の場合にはこの1冊でね、ある程度見えるなというようなことで、という内容のものだ ったんだけれども、それに対して、今回提案されているのは、非常に抽象的な内容で。 時間があればね、一つ一つ確認したかったところなんですが、なかなかそういう機会も なくて、そういう作業ができなかったという部分ある。皆さんもいっぱい付箋つけてる から出てくるのかなと思ったんだけども、本当にね素朴な疑問とかね、例えば、子供の 健やかな成長を支える環境の有効活用を図りますってなっている。これどういうふうに してやるのというのとかね、あとは、児童クラブにおいて小学校児童の放課後等の安全・ 安心な生活環境を支援していきますという表現になっているんだけれども、これは実施 主体がどこなのって、町が支援するとかっていうふうな読み取りなんだけども、それ違 うでしょうとかね。 町が実施主体なんだから、誰が支援するのかという表現とかね。 (「質 疑は簡潔にお願いします」の声あり)説明してるんですけど、これまで説明なかったか ら、それでないとこのやり取りできないからというようなことでやってるんです。議長、

わかりますか、今の私の質問。任せます。

議 長(岩佐哲也君)質疑は一問一答でございますので、1問ずつ明確に質疑するようにお願いします。

山元町会議規則第50条によって質疑は一問一答になっております。明確に質問されるようお願いいたします。

質疑はありませんか。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。ということで、妨害されたのでとめますが、というこの、今言ったね、実施計画が示された中で、我々は、私は判断したいと、あるいは判断すべきだということで、今、そういうことが理解できるかどうかということで説明してきたつもりなんですが、それを阻まれましたので、そういうことで、そういう質問にします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。お答えいたします。

総合計画のこの構成、そしてまた提案のありようというふうなことでございますけれども、地方自治法の改正があったりしてですね、計画策定に対するこの自治体における義務づけというのが廃止されたりというふうな部分があったりはするわけでございますけれども、まず基本的に、議会のほうにお示しをし、お認めをいただく部分については、3ページなり、お手元の概要のほうでも掲載されている部分がございますけれども、ピラミッド型のですね、このNo.13の概要版の横長の2番目の総合計画の構成、あるいは総合計画の期間のあたりをご覧いただけばというふうに思いますけれども、基本的には基本構想、基本理念、まちづくりの基本方針、そして基本計画としてこの構想を具現化するための基本方向、基本施策と、この辺までが一般的には計画を議会のほうにお認め、オーソライズをしていただくという、そういうふうに理解しておるところでございますので、実施計画なり個別計画については、この本体のほうの大きな意味の計画をお認めをいただいた後にですね、さらに整理をしていくというふうに捉えているところでございますので、これはこれで、今後10年間の我が町の進むべき大きな道筋を示した内容になっているものというふうに理解しているところでございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。そういうことでね、基本計画まで示されて、これは総合計画ということで我々に提案されているわけですが、その部分の基本計画の部分がですね、これまた抽象的な表現が多々あるというようなことで、なかなか実態が見えないな、将来が見えないなというようなくくりになっているんです。きょう提案されたの、これが提案されてるんだよね。この3枚、概要版というのあって、この第6次山元町総合計画案基本構想・基本計画ということで我々に提案されているんだよね、今ね。町長、そこのところ確認。そんでないと、また飛んでるとか何とかって言われてあいつだから、そこのところ確認します。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。今回の議案第85号につきましては、あちらの冊子になっております第6次山元町総合計画案になっております。以上でございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。そういうことでですね、その辺が、だから基本計画っていうのは、かなりね、先ほど概要版でも示されましたが、第1章から第5章まで、それで何十項目にわたって示されてるんですが、その1項目、1項目にいろいろ表現、あるいは具体性のない、別に具体性、本来はそこまで求めたいところなんですが、予算とかね、あるいは財源がどういうふうに確保されて、この事業をするためにどういう、どこまでの財源確保というかね、そこまで示さなくても、その辺のこの10年間の確実性というか

ね、充実とか、あるいはなかなか大きな課題で、この10年間の中でも検討課題で終わるような表現、前のあれではですね、というのもあるんですが、それはそれでわかりやすいんです。というようなことで、今、一つ一つ確認していくような格好になってしまうんですが、さっきねそう言われたから、はっきり何点かを指摘というか、確認したいんですが、まず、ここまで仕上げるのにですね、どういう経緯で仕上がったのか。審議委員会で7回とか8回とか、その前の素案づくり、コンサル会社頼んで、そして、それを町としてその案を受けとめて、町としてどのくらいの議論が重ねられたのか、検討を重ねられたのか。まあ素案をつくって、皆さんに示すというか、検討委員会というんですか、審査会というんですか、どういう経緯、経過で進められたのかお伺いします。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。これまでの経緯、経過ということでございますが、まず、 昨年度からこの計画づくりに着手したところでございます。一番初めにですね、庁舎の 中で、内部で作成を始めますということで話し合いをしたのが昨年の6月、課長会議の 場で今後のスケジュール等を示しているということでございます。この総合計画をつく るに当たりましては、町の内部にですね、組織を設けて検討を重ねてまいりました。そ の組織のですね、一番トップになりますのが、町長を本部長といたします山元町総合計 画策定本部会議でございますが、こちらの最初の会合が7月でございました。その間で すね、そこから次が10月になりまして、町長をトップとする策定本部会議の下に設け られました策定専門部会、これは役場の課長級全てが参加する専門部会でございますが、 その会合の1回目が10月でございます。その後、同じく10月にはですね、第1回目 の審議会を開催したという流れでございます。

> 町長をトップとする策定本部会議はこれまで3回、課長級の会議については計8回、 その下にですね、役場の班長級全てが参加する策定検討部会、これが12回ということ を回を重ねてまいりまして、計画づくりを進めてきたところでございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。それなりの流れでまず取り組んできたということですが、具体的にその検討部会が主部隊ということになると思いますが、その検討部会がどんな、確認したいのは、担当ごと、例えば福祉分野だったら福祉分野の中での検討だったのか、その課長クラス検討部会というのは全体で進めてきた、それはやり方はね、どうでもいいと思うんだけども、どのくらいそのそれぞれの担当がね、この山元町の現状に合ったコンサルで示されてきたものを、どう理解、理解というか、山元町のものにしてくることができたの、そういう検討がすることができたのかどうかということをちょっと確認したかったもんで、そういう今の、そういう問いかけになったんですけども、その担当部署ごとのね、検討というのはどのくらいされて、そして、そのやり取りというかね、コンサルで出してきたものは、ある程度、そんなね机上プランだと思うんですよ、大体、いろいろとね。それに対して山元町の現状、現実を合わせたときに、いや、こういうふうな形で来たけども、山元町の場合はここの部分は、例えば福祉の部分はこうだ、子育ての部分はこうだっていうようなことで練り上げというかね、の中でこういうものができてきているということを一言で言ってもらえば、それはそれでいいんですが、そういうつくられかたをしてきたのかどうかということを確認します。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。先ほどお話をしました課長級の専門部会、班長級の検討 部会でございますけれども、その全員が集まったところですね、これは3つの部会にさ らに分かれます。総務部会、教育民生部会、産業建設部会ということで、課長級も班長

級も、それぞれ3つの部会に分かれるということで構成しておりました。実際にはですね、分かれての検討というのは複数回しかなかったわけで、実際には合同でのこれまでの会議の運営ということになっておりました。というのも、やはり町のですね、職員異動がございます。そうしたときに、今、その建設にいなくてもですね、過去にいたときの過去の経緯がわかるとか、そういうことで、昔はこうだったからこうじゃないかというご意見もいただけるということもありまして、部会それそれで分かれてやるのではなく、ほとんどが合同での部会の運営ということになっておりました。

民間の企業にですね、こちらの作成の業務については委託をしておりまして、そちらから素案的なもの、これまでの町の現状を踏まえた素案のようなものを提示いただきまして、それをもとに具体的に職員で検討して、山元町の計画に仕上げてきたということでございます。それについては、もちろん山元町の職員としての考え、意見を反映したものを、それを審議会に提出いたしまして、審議会の委員からの意見をさらにいただいて、さらにブラッシュアップをするということの繰り返しをこの2カ年でやってきたということでございます。以上でございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。そういうふうな検討をして、これを練り上げてつくってきたということなんですが、一つ具体的にお聞きしますとですね、61ページの快適な生活を支えるコンパクトでという部分の目標指標の、今、大きな問題、大きな問題というか、大きな要求、要望になっているところのバス関係ですね、デマンド、この目標数値はどういう根拠をもってこう示されたのか。検討されてこういう数字に最終的にしたのかというのを、確認、伺います。
- 町民生活課長(大和田紀子君)はい、議長。ただいまのお尋ねでございますけれども、こちらの指標につきましては、年間の利用者数を住民基本台帳で割った数字で算出いたしております。デマンドにつきましては、今年度まだ3年目ということもありまして、前年度に比較しますと伸びている状況にはなっているんですけども、公共交通会議等ですとか、そちらで、済みませんちょっと正式なお名前、山元町地域公共交通網形成計画等に掲げております数値を基準にこちらの目標値を算出したものでございます。以上です。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。これ計画なんですが、計画のつくり方、そういう全体のことも感じて、そういう数値の設定して、みんなで検討して、議論して、この数字に落ちついたということ、それは全体の説明としてね。そうするとね、これあくまで計画でね、今のちょっと算出の試算の仕方というか、数字の出し方というのは非常に機械的。現実のところから出発している非常に機械的な、事務的な数値の出し方だと思うんです。これ計画で、そしてこっちの公共交通のほうではね、町としてこの公共交通、この町民バス、デマンドの対応なり、ぐるりん号の対応なりをどう表現してるかというと、みんなのもっともっとね、豊かな、豊って、足を守るって明確に言っているんです。公共交通の手段の維持とかね、整備促進しますとかね、利便性の向上を図りますと。これ利便性の向上を図った結果、目標値の設定ということになるのかね。私は、その点はね、これ計画だからね、こういうふうに掲げた以上、それに近づく数値としなくちゃならないんでないのと、そういう議論、検討というのがされたんですかということなんですが。これでは出発点がちょっと、この目標数値だけ見ると、その改善された跡が見えない。そして、果たして1.7でいいんですか、0.7でいいんですかという話になるんだけども、今の現状を考えたときに。だから、検討するときに、その出されたときに、現場の人たち

がね、十分熟知している人たちが、町の状況を熟知している人たちが議論して出した数字なのかというふうになると、非常に疑問が残るという疑問から、今質問してるんですけれども、まあまた長くなるというあいづのようだから、私はこういうね、進め方、やっぱり少なくともこの1点をとっただけでもちょっとね、不安だなと、この計画の内容に、計画そのものを見たときにね。そうすると、この計画が決まれば、この方針に従って1.7に向かってということになるんだけれども、というふうになるとね、ちょっとそれでこの利便性の向上を図られるという結論、10年後の姿をつくることができるのかなという不安、懸念があるんですけど、その辺の考え方についてどうですか。整合性がちょっと見えないと。数値目標とね、示しているこの方針とね。どうなんでしょうか。

議 長(岩佐哲也君) その前に、先ほどの私の発言で間違いありましたので、訂正させていただき ます。

一問一答は、先ほど会議規則50条と申し上げましたが、これは間違いでして、今確認しましたら、議会会議規則83番により質疑は一問一答というような、議会会議規則ではなくて議会先例83番でございました。お詫びして訂正させていただきます。質疑は一問一答には変わりはございません。

済みません、続けます。

- 町民生活課長(大和田紀子君)はい、議長。ただいまのご指摘ですけども、確かに数字目標の出し方としては、こちらで想定される今後の伸び率と、あと人口から勘案したものになりますけれども、公共交通のあり方について、こちらでですね、自助・共助・公助ではないですけども、公共交通の役割をきちんと確認して、町にある公共交通との機能分担も必要であろうということで進めております。現在のところ、町でやっている公共交通については、バスですとかデマンドですけども、民間のタクシーですとか、またあと時代も変わりまして、介護タクシー、福祉タクシー等の利用等もございますので、そちらの民業をですね圧迫しないような方向でいくことも町としては必要でないかという観点もございますので、ご理解もいただきたいと思います。以上です。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。具体的な話になっていくとね、またそういうふうになって一問一答でって。私はこの関係に対しての疑問の確認をしたいというだけの話なんですが、民業圧迫とか何とかという話、その民業のほうは今度、どこの項目でね、その辺を示しているのかとした上で、そういった整合性が結び合って、初めてこの公共交通の利便性の高いとかね、向上を図るとかというところつながっていくのかなというふうに、今の話になったらだよ。そこの民業圧迫の部分、タクシー業界をどう成長、成長というかね、支援してどうのという部分がどこかさねくてねえというふうに、今の説明を聞けばだよ、という新たな疑問が生まれてくるわけですが、私は単純にね、この公共交通で、今、本当に足の確保ってみんな求めているんですからね、今回のいろいろ歩ったときにね、町民バスがやっぱり、ぐるりん号の充実を求めている、デマンドの充実を求める、利便性、多くの声が私たちに示されている中での、せっかくのこのそういう中で計画をつくる、そこにきちっとそういった町民の皆さんの声もね、生かされるような内容にしなくちゃならないなというようなことから、今確認をしてるところなんです。いずれここでは出てこないというかね、私はこの、やっぱりその辺の整合性がね、まだちょっと不十分ではないのかということを指摘して、この部分については終わります。

とりあえず、何回もやるとあといろいろ、とりあえずやめます。

- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。課題を整理し、そして計画を立てていくのはわかるんですけれども、課題を整理はしておりますけれども、具体的な計画になりますと、目指しますとかという抽象的な表現だけなんですね。どこで、どんな形で目指していくのかが全然ここには表現されてないように私は見受けられるんですが、その辺の具体的な部分、先ほど実施計画については3月末までというふうな、年度内にというふうなお話がありましたけれども、こういうふうな数値目標を立てるとすれば、やはり計画の中で、先ほども義務化ではないからというふうな言い方の説明がありましたけれども、やはり義務化がないとしても、町の大きなものです。そういうことからしたならば、きちっとした目標指数に希望の持てるような、そんなものを盛り込んでいくべきではないかなというふうに思っております。というのは、1つ目、交流人口、5年後には100万人、10年後も100万人、それでいいんでしょうか。そんなことも含めながらのご回答を願いたいと思います。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。先ほど町長からもご答弁させていただいておりますけれ ども、今回のこの基本構想、基本計画というのは、この今後10年間の町の本当に大き な方向性、指針ですね、これから10年間の町の行政のよりどころとなる大きな方向性 を示すものということでございます。

ご質問でありました実施計画につきましては、ここに掲げられてる基本構想、基本計画、目標指数を具体的に達成していくために必要な事業としてまとめるものが実施計画ということになります。当面は、当初5年間分の実施計画という中でどういった事業を何年くらいやるものなのか、そういったものでまとめてまいりますけども、具体的に毎年、毎年、その実施計画については計画をローリングといいまして、新しいものを追加したり、あと効果が見込めないと、効果がないなといった事業については廃止するなりですね、具体的な目標達成のための事業に変えていくという作業がございます。あくまでも、何度も言いますが、こちらについては大きな方向性を示すものということになりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

また、100万人の部分につきましては、中間と目標値と同じ数値が入っているというところのご指摘がございました。昨年の始まりのころには100万人という数値というのはまだまだ見えない中にあってですね、実現するのかどうかというところもありました。まずはそれを目指していくんだという説明もさせていただいていると思います。まずは今現状でですね、産直の今までの推移を見ていれば、そういったところも見えてくるんじゃないかというところもございますが、まずは100万人を達成すると。その先またですね、それ以上のところがあれば、そこは100万人で終わりということではございませんので、その先はですね、さらに目指して頑張ってまいりたいということで考えているところでございます。以上でございます。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。数値は高ければ高いほど、そして目標はやはり高いものを掲げながら、町長は前回100万人ということを掲げました。100万人突破したならば、その上をまた求めていって、希望の持てる、そういうものにしていくべきではないかと思うんですが、そういうふうな点について町長にその考えを確認させてください。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。そうですね、理想形といいますかね、そういう考え方でいけば、 議員おっしゃるようにですね、100が実現できる見通しがあれば、その上にまた12

0なり150とかですね、そういうステップアップしていくような目標設定も大事かなというふうに思いますけども、今担当課長が申し上げましたように、これまでの交流人口の実績、あるいは最近の動き等々を勘案した場合はですね、5年後、10年後、交流人口に限って言えば、まず100万人をしっかりと定着させるという、この10年間の歩みが大切になってくるのかなというふうな思いでございます。

少子化、高齢化という、いわゆる人口関係の指標に大きなハンデを持っている我が町でございますのでですね、その辺も共有しながら、地域の活性化なりにぎわいに引き続き取り組む中で、今後、5年過ぎた段階でまた新たな方向性、展開が可能であればですね、そういうものの見直しも必要なのかなというふうな思いも一方にあるということでございます。

- 議 長(岩佐哲也君)観光交流課長から発言を求めてるんですけど、よろしいですか。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。先ほど、100万人を達成したなら、それをそのままということではなくですね、やはり先ほども申し上げましたけれども、100万人ということを掲げたならば、それに向かって突き進みましたよね。そういうことであれば、もう少し前向きな検討をしてここに載せるべきではないか。希望の持てるような、私はこれを見たときに、希望の持てるような総合計画ではないということを感じました。これを認めて、そのまま突き進んで、まあほかの市町村もそうだからではなくて、やはりその努力をすべきだと思うんですが、町長、いかがなんでしょうか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。当然ですね、交流人口に限らず、この総合計画に盛り込まれている各施策についてはですね、現状に甘んじることなく日々努力を積み重ねることによってですね、1つでも2つでも、上の目標実現に向け、また新たな目標を掲げながら突き進んでいくというのは、これは山元町のみならず各自治体の共通した思いでなかろうかなというふうに思います。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。33ページのところの出生率もです。1.11から1.22というふうな数値なんですけれども、この辺についてもですね、定住促進、そして子育てということで、巨大な税金を使わせていただいて、今事業を展開しているわけなんですが、それをもっと進めるというふうなことであれば、1.22ではなくて、もう少し数値を上げていくべきではないかというふうに思いますが、その辺の施策的なものが全然この中からは見えてこないんですね。そういうことで果たしていいんでしょうか。その辺について確認します。
- 子育て定住推進課長(青田 浩君)はい、議長。お答えいたします。

まず、33ページの合計特殊出生率ですけれども、合計特殊出生率というのはですね、ご存じのとおり15歳から49歳までの女性がその年に何人子供を産んだかという数字でですね、指標としては1人の女性が一生の間に産む子供の数に相当するというような指標で、大変重要な指標となっています。それで、現状値の2018年の1.11という数字、この数字なんですけれども、やはり山元町としては低い数字ということでと捉えておりまして、30年に厚生労働省のほうで人口動態統計のほうで公表されました数字、全国平均が1.42で、宮城県の平均が1.30と、宮城県は全国平均から見ても下回っているんですけれども、その宮城県の平均よりもさらに低いということになってます。目標設定の際には、こういった全国平均、それから宮城県の平均数値を参考に設定したところでございます。当然、数値を上げるためにはですね、産み育てる環境の整

備とか、結婚後もそこにとどまっていただくとか、そういう施策が今後必要となってくると思っております。以上でございます。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。ただいま出生の部分も言いましたけれども、定住・移住もそうです、雇用の部分とかももう少し再度検討すべきではないかなというふうなことがありまして、私はこの数値で果たして夢が持てるのって。消滅してしまうような、そんなことではなくて、やはり岡山とか島根とかで子育てとか高齢者のわざと知恵を生かしたという、そういうふうなところをもう少し網羅した計画ができないものなのかなと。これ、先ほど部会ごとに8回、10回というふうな話がありましたけれども、それだけで果たしてよかったんでしょうか。審議会も7回でしたよね。その中できちっとした内容は議論されたのか、その辺も確認させてください。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。総合計画の策定に当たりましては、審議会を設けて検討いただいてですね、進めてきたというところでございます。審議会の委員の方はですね、全部で20名ということで、そのうち公募の方が3名含まれております。そのほかの17名の方につきましては、本町のですね、産業、教育、文化、医療、福祉、あとは行政区、広域のですね、都市計画審議会ですとかそういった各団体から推薦をいただいた方ですね、そういう方々で構成する審議会で代表する方々で検討いただいてきたものでございます。

先ほど冒頭でもお話させていただきましたように、町の内部のですね、会議についても、これまで相当程度回数を重ねてきたというふうに考えておりますし、審議会は7回ということにはなりますけれども、審議会の終了時には必ずペーパーをお渡ししまして、その審議会の中で発言できなかった内容もしあれば、そういったものも提出くださいということで意見をいただくと。その意見をまた庁内で内部で検討して答えを出すという作業もしてまいりました。その審議会7回ですけれども、8月にはですね、お集まりはいただかなかったんですけれども、資料をご提供しまして、その内容についてさらに意見をいただくというようなこともですね、1回分の審議会に相当するような内容の作業も加えてやってきたところでございます。こういったところからですね、この2カ年にわたる総合計画策定に係る審議については、十分な体制で審議をしてきたものというふうに考えております。

- 議 長(岩佐哲也君)よろしいですか。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。震災復興計画、そして過疎債の計画がありました。その過疎債とか総合計画、地域創造というふうな部分のいろんな計画がありましたけれども、その部分での反省が生かされ、今回の基本計画になったものと思いますけれども、どの程度生かされたものとなっているんでしょうか。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。地方創生総合戦略については今年度末まで、過疎自立促進計画については来年度末までの計画となっております。それらの計画といいますのは、基本的には町の総合計画の内に入る部分というような考え方で捉えているものでございまして、過疎計画はさきのですね、議会で変更をお認めいただいたところでございますけれども、地方創生総合戦略についても今年度末で切れるということになりますので、第2期の計画づくりを始めなくちゃいけないというところでございます。それぞれのですね、個別の計画の中における実績の確認等々はですね、これからやっていかなくちゃいけないということになるかと思いますが、そこでやってる内容も含めてですね、今回

の総合計画のほうには実績を踏まえて内容として盛り込んでいるという考え方でございます。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。いろんなことを踏まえながらということなんですが、この目標値、どれを見てもですね、希望の持てるものではないと私は思ってるんです。なので、もう少しこういうふうなところは検討すべきではないかと思いますが、その辺についていかがなもんでしょうか、町長。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。数値をですね、大きくするというのは、根拠を持たないで、希 望的なですね数字を大きくするというんであれば、それはある程度可能だというふうに 思いますけれども、やはり町が出す計画でございますので、一定のこれまでの流れなり、 実績なりを見据えて出す必要もあろうかなというふうに思います。先ほど来から交流人 口もそうでございますし、出生率の関係もそうだろうというふうに思います。今までが 100万人近い数字であれば、もっと150万、200万というふうになるかというふ うに思いますけれども、先般もご紹介申し上げたように、ちょっと前までは30万、そ して昨年は55万というふうなところまでようやく来ているわけでございますのでね、 それを100万にするということ自体が大きな夢だというふうに思いますよ。そういう ふうな捉え方が必要だと思いますし、出生率にしましてもね、我が町は残念ながら結婚 なさる方といいますかね、未婚、晩婚の率が県内でも有数でございますし、結婚されて もご夫婦でお子さんを持たれる数というのも平均よりも多いというふうな状況ではござ いませんのでね、そういうベーシックな部分を共有しませんと、いたずらに1.1を1. 5とか1.8に上げるといってもですね、それ何ら根拠のない話になってしまいます。 もちろん出会いの場、結婚の機会とかですね、先ほど来からお話があるような移住・定 住にもしっかり取り組んでおりますけれども、まずベースになるところが非常に弱いわ けでございますのでね、そういうのをてこ入れしながらということになると、それは5 年、10年後の中で、そんな大きな数字出せない状況が残念ながらございます。まずそ ういうベースをしっかりつくっていくというのが今町に求められてる関係、特に人口関 係はそういう状況にあるというようなことでございます。一朝一夕にはいかないという ことも、一方ではご理解いただければありがたいというふうに思います。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。夢と希望の持てるようなものをしていくのが計画であると思うんです。100万人の交流人口、何の根拠があったのか。そういうこともやはり大きな目標を掲げ、それに向かってみんなで立ち向かう、みんなでつくり上げていくというのが、私はこの基本計画ではないかと思います。そういうことからすれば、まず推移をして、根拠となるものということですけども、やはり根拠はもちろん大事ですけども、夢も持てるような、そんなものを計画として織り込んでいくのが、私は行政の役割ではないかなというふうに思うんですが、いかがなもんでしょうか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。議員の考えもわからないわけではございませんけれども、我々 行政を預かる立場からすればね、やっぱり一定の根拠が必要でございましてね、高く上 げれば、高く上げたで、その根拠は何だということに当然なるわけでございますのでね、 そこはやはり一定の説明できる範囲の中で、夢なり希望なり持てるような仕組み、取り 組みを工夫する、努力するということだろうというふうに思うんですよ。今、世の中は 右肩下がりの中で、あるいは少子高齢化が駆け足で進んでいる山元町にあって、これだ け夢が持てる計画は、私はないというふうに自信を持っているところでございますので、

それは受けとめようによってはいろんな受けとめようがあろうかというふうに思いますけれども、職員の英知なり、一般の20人の有識者といいますか、町民の代表の皆様方なりの英知を結集したすばらしい計画じゃないかなというふうに自負するところでございます。(「休憩」の声あり)

議 長(岩佐哲也君) ここで、暫時休憩といたします。再開は1時30分、1時半といたします。 午後 0時10分 休 憩

午後 1時30分 再 開

- 議 長(岩佐哲也君) 再開いたします。休憩前に続き会議を開きます。
- 議長(岩佐哲也君)質疑はありませんか。ほかに質疑はございませんか。
 - 2番(橋元伸一君)はい、議長。2、3点、ちょっと確認をさせていただきます。

まずは、一番最初はですね、総合計画の17ページの一番下のところに、回収率の信頼度についてという記述があるんですけれども、ここの数字の意味、1万2,276人に対して373票で95パーセントの信頼度とか、そういう部分が載っているんですけれども、これっていうのは統計をとる上での何か方程式みたいのがあって、こういうふうな数字というところがここに書いてあるのか、ちょっとその辺、ちょっと教えていただきたいんですけど。

- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。ここに書いてございます回収率の信頼度でございますけれども、これについては、統計学上のですね、アンケート等を実施した際の回収率がどの程度信頼を置けるかということを示したものがございまして、それに基づいて計算しますと、今回の調査では1,730票の回答をいただいたこととなっておりますけれども、十分な信頼度があるということを示したものでございます。
 - 2番(橋元伸一君)はい、議長。結局ね、配布数というのは世帯に合わせて4,732ですけれども、下には人口が書いてあるわけですよね。世帯数でいえば回収率というの37パーセント、約、あるんですけれども、1万2,000で見ちゃうと本当に10パーセントぐらいになってしまうんです。なのでちょっとその辺の信頼度というところをね、1万2,000に対して300だと、こんなに少ない数字で95パーセントの信頼度というところが得られるのかなと。1,730ですと99パーセントですから、もう100パーセントに近いという信頼度というふうになってるので、一応その統計上の私の知り得ない何か方程式というか、法則みたいのがあって、その中で計算されてるのかなとは思ったんですけれども、一応確認をさせていただきました。

この1万2,000に対して373で95っていう方程式と考えてよろしんでしょうかね。それとも、4,730人に対して373で95なのか、そこだけちょっと、全然数字が違うので、実際に1,730票回答返ってきたということではなくて、1万2,276に対しての373で95パーセントなのか、配布した4,730人に対して373で95パーセントなのかというのをちょっと確認したいんですけど。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。本町の今回アンケートでですね、アンケートを配布した数としては4,732世帯に配布をさせていただいておりますけれども、人口にすればですね、1万2,300の数字になると。アンケートが届いたご家庭でですね、家長の

方がアンケート答えてということにはなるかと思いますが、全町民向けのアンケートだということでの1 万2 , 2 7 6 に対しということで捉えております。一般的に言われているものといたしましては、1 0 0 人の母集団があれば8 0 人のサンプルが必要だということ。それが1 万人の母集団となればですね、サンプル数としては3 7 0 あれば信頼度があるというようなものは言われてございまして、そういったところから、今ここにですね、記載のような書き方をさせていただいているところでございます。

2番(橋元伸一君)はい、議長。はい、わかりました。一応その方程式の中での数字だということですね。

もう一つ、この総合計画、一番最初にこのA3のピラミッド型の一番最初の部分で説明、さっき受けたんですけれども、ここのところにですね、下の2行かな、必要に応じて事業の組みかえというのを整理を行うものであるというふうな但し書きがあります。きのう、おとといか、質問したんですけれども、さっきから同僚議員が質問したように、ちょっと抽象的で、具体的なところに欠ける部分はあるんですが、基本的な考え方としてね、防災・減災という62ページ、3ページの部分で、63ページの上の段ですね、この写真の隣、ここにですね、丘通りの地区の排水路の脆弱性を解消していきますという言葉、いきますとはっきり言い切っているんですね。今回の災害なんかで見てると、6号線との接合部分のところでいろんな不具合が起きているという部分があって、ただそれに対する町長の答弁ですと、やはりどこが主体になるかとか、そういうことではっきりした回答、私いただけなかったと思ってるんですけども、この中に、ここの脆弱性を解消していきますという部分には、そういう部分も含まれていると解釈してもよろしいんでしょうかね、今回災害があって、いろいろ被害のあった部分も含めて、ただ災害復旧で現状に戻すということではなく、やっぱり将来を考えてきちっとした形で整備していくという部分もここには含まれてると考えていいのかどうか、お伺いします。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。一般質問でもですね、ただ単に戻す復旧ではなくて、改良復旧だということで、被災があってそこを直していくときには、そういった考え方で やっていきたいということで、当初から答弁させていただいております。

> ここについてはですね、丘通り地区の排水路の脆弱性を解消していくということで、 そういったものを含めての記載ということでご理解いただければと思います。

2番(橋元伸一君)はい、議長。ここの部分は、やはり今回すごく大きな部分なので、早い段階でね、進めていただくようにというふうに私は思います。きのうも言ったんですけどね、優先順位と必要性というのを考えて、多分事業を今後進めていくんだと思うので、その辺を一応確認させてもらいました。

もう一つ、最後になります、私の質問ですね、この総合計画の中に、津波防災区域の部分が記述はどこにもないように私は見てきたんですけれども、やっぱり総合計画、これ10年、一応ね、先までということでつくってるんですよね。見直しというか、先ほども言ったように、組みかえ等の整理は行うとありますけども、そういう中で現状、今ここで9年目が終わりかけてる、震災からですね、ところで、やはりその危険区域というか、津波防災区域の部分ってすごく大きいと思うんですが、そういう記述どこにも、私なかったように思うんですけど、その辺はどうなってるのか、町長でも、担当課の課長でもいいんですけど、お伺いしたいんですが。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。今、ご指摘いただきましたですね、その危険区域の記載

というのは、確かにですね、この中にはないかと思います。現状としては、1種から3種までの区域が設定してありまして、現時点においては、いまいまそれをどうするというような方向性というのは、町としても持ち合わせていないと。さきの議会でもありましたように、令和3年度以降に県が津波の関係のですね、津波新法に基づくシミュレーションを公表するということになっておりますので、町としてはそれを受けてですね、今後どのようにしたらいいかというのを検討するということになります。この総合計画にですね、そういった部分は含まれておりませんけれども、だからやらないとか、だからやれないというものではございませんので、そういったことでご理解をいただければと思います。

- 2番(橋元伸一君)はい、議長。私としてはですね、今課長の言った言葉を信用したいと思います。載ってないから、書いてないからやらないとかそういうことではなくて、先ほども言ったように、必要に応じてやっぱり優先順位をきちっと精査してもらって、それで正しいお金の使い方といいますか、進め方をすることを期待したいと思います。以上です。
- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
- 12番(髙橋建夫君)はい、議長。今回ですね、基本計画、基本構想、こういう内容で提案されているわけですけども、先ほどの課長の説明の中で、実施計画が今年度年度末まで提案する旨のお話がありました。これは具体的にはどの時期の議会定例会などをイメージしながらそのような発言だったのかをちょっと伺っておきたいと思います。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。実施計画につきましては、議会に議決をいただくとか、 そういったものではございませんので、全員協議会の場ですとか、常任委員会の場です とか、そういった場面でご説明をしてまいりたいと考えております。
- 12番(髙橋建夫君)はい、議長。そういう会議体の中で説明ということになると、実際は先ほど お話があった来年の3月末あたりということなんですか。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。実施計画の作業のスケジュールですけども、来年度当初 予算がこれからですね、編成に入っていくということになるわけですけれども、そこで 来年度何をやるかというのが固まってまいります。それが2月の頭なりには固まるとい うスケジュールになっておりますけれども、そういったものを盛り込んでですね、今後 5年、令和5年までの取り組み、どういったことをやっていくかというものをつくって いくということで考えておりますので、その後のお示しになるかというふうに考えてお ります。
- 12番(髙橋建夫君)はい、議長。そうすると、来年度のイメージとしては、当初予算あたりに時 系列でどのような事業を5年間やっていくと。当初の1年間分ぐらいの予算は明記でき ると、そういう形で理解してよろしいんですか。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。その実施計画の中身、構成につきましては、まだはっき りと固まっておりません。1年目の事業、どういうことをやるかというのはですね、実 施計画ですので、実際に出していかなくちゃいけないと。その事業をいつまでやるのか というようなものもですね、含めてお示ししたいと考えております。

金額についてもですね、どの程度お示しできるか、その辺を含めてですね、検討して まいりたいと考えております。

1番(伊藤貞悦君)はい、議長。基本構想、基本計画の中の52ページ、第3章のびのびと学び、 夢と志を育むまちづくりに取り組みますというところの中の下の部分の、いわゆる現状 値、中間値、目標値とありますが、ここの中の1項目、2項目は、私は妥当だろうと思いますが、3項目目、家庭学習をしている児童生徒の割合(小学校6年生)60分以上、これは私もわかりますし、理解できます。その下、中学校3年生、3時間以上、1日に3時間以上という意味だと思いますが、これは、我が山元町においては、中学3年生って100名以下ですよね。それで、まず一つは、家庭学習って、どの部分を指して家庭学習と言っているのか。そのことについて教えてください。

- 教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。ただいまの伊藤議員のですね、ご質問の家庭学習とはど の辺を指しているのかというふうなことなんですけれども、これにつきましては、宿題、 家に帰ってですね、宿題とか予習を行うというふうな時間で考えております。
 - 1番(伊藤貞悦君)はい、議長。とすると、この数字を見た場合、9.1、11.0、14.0、目標値ですね、これ100人を分母にしたときに、14パーセントって14人ですよね。果たしてこれをここに表記する意味があったり、表記をすることによって得られることが大きいのかどうか。私は逆に、ここはこういうふうな公のものは出さないほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。今回ですね、ここに目標事項として掲げておりますけども、この辺につきましては、全国学力学習調査とかですね、それから、県の宮城県のみやぎ将来ビジョン、この辺の中にもですね、この目標数値として掲げておりますので、この辺を参考にですね、今後、学力向上というふうな中で、町のほうでもですね、家庭学習、小学6年生は何時間、1時間以上とかですね、そういう目標を掲げておりますので、あえてこのような形で掲げせてもらっております。以上でございます。
 - 1番 (伊藤貞悦君) はい、議長。1日24時間を割っていったときに、家庭生活や就寝時間等々を考慮し、学校での生活を考えたときに、3時間以上というふうなことを念頭に置いたときには、本当に家庭学習させるのが望ましい、してほしいわけです。そのほかに、学習塾に行っていることなどを考慮すれば、もっともっと私はここの数字は上がってきているべきだというふうな観点から、この調査に信憑性があるのかどうかを含めて今、質問しているんですが、その辺をどのように捉えているのか。
- 議長(岩佐哲也君)これ、教育長ですかね。
- 教育長(菊池卓郎君)はい、議長。実態として、議員おっしゃるように、1日3時間以上中学3年生が勉強するというのは、年間を通してみた場合、なかなかないというのが実情だと思います。特に3年生の前半は部活動がありますし、後半になって受験体制をとる中で3時間ということはあり得ると思うんですけれども、先ほど課長が言いましたように、いろんな調査、それから、町のほうでは「山元の子ども3つの約束」ということで、小学生、中学生の学年段階に応じた学習時間の目標を示しています。これは具体的に学校と、それから家庭にもお願いして指導している部分なんですが、中学3年生についての家庭学習の時間は、やはり昔から言われていますけれども、中学生は学年掛ける1時間が望ましいということを前提に指導している項目です。実態に合っていない部分があるだろうというのは、確かにおっしゃるとおりだと思うんですけれども、そこのところは望ましい姿をできるだけ指導していきたいということでのあの目標と考えていただければと思います。以上です。
 - 1番(伊藤貞悦君)はい、議長。教育長の回答は100点満点だと私は思いますが、これを見た ときに、簡単に見たときに、そのことについての説明書きをしておいたほうは、私はい

いのかなと。やはりこれを公表して出してやったときに、山元町の中学3年生はこれだけなのかというふうに逆に見られてしまうというふうなことが懸念の材料としてあったのもので、ただいま申し上げております。ですので、中学3年生は受験勉強させたいわけです。最低でも私は受験勉強は学年掛ける2時間は絶対必要だろうというふうに考えておりますので、もっともっと勉強時間を確保させて、基礎学力を含めて高めてやりたいなというふうな考えのもとに、このような数字を出してやると、我が山元町の中学3年生のイメージが悪くなんではないかというふうなことで、今話をしております。そのことについては今後考えていただければと思います。

もう1点の質問に移ります。

その下の町民1人当たりの図書の貸し出し数、このことについては、なぜこれを入れてるのか。いい意味から話をしますが、これしか本を読んでないというふうなことではなくて、我が町では図書を貸し出す施設がないから、もっともっと施設をふやして、町民の方に読んでもらいたいからこの数字を入れていると解釈していいのかどうなのか、そこのことについてお伺いします。

生涯学習課長(佐山 学君)はい、議長。お答えいたします。

今、ご指摘のあったところをポイントとして、担当課としては考えてございます。確かにその数字的には1冊を割り込むということで、スタート時点の値については低いという印象はありますけれども、実際に今、活字離れということが心配されていて、それであればじゃあ現状はどうなのかというところから押さえていくわけですが、山元町については、実際にですね、5,000冊を、全体で見ても割り込むような蔵書数になっています。片や一方で、例えば隣の亘理町であったり、岩沼市であったり、ここだとですね、10万を超える蔵書があるということで開きがあります。この開きは何かというと、一言で申しますと、図書館があるか、それとも図書室なのか、要はその環境のですね、最初のスタート地点が違うということが背景にあります。今、その図書室ということで行っているわけですけれども、今後その図書の冊数の充実を図っていく中で、図書室の配備を整備をしている、設置をしている市町村の平均に近づけていきたいと、そういった狙いからこのような数字で捉えているといったところでございます。以上です。

- 1番 (伊藤貞悦君) はい、議長。町民が1万2,000人のうち本を読める対象者を分母とするのは、恐らく半分以下、5,000ぐらいだろうと思いますが、5,000でもなおかつ学生や、小中学生や高校生、大学生を含めれば、もっともっと本を読んでても私はいいのかなと。ただ、活字離れというふうなことを言われてますけれども、そんな中でも中高年や初老の方々は結構読んでると思うんですね。ですので、その読む場所の提供をするというふうな意味ではわかりますが、やはり、それにしてもこの0.57冊って目標値ですか、やっぱりこれでは私は、町民としては非常に寂しい思いをしないわけではないわけです。ですので、今後、課長が話をされたような方向で考えていくのであれば、もっともっと高い目標を掲げて進めていっていただきたいというふうに考えます。以上です。
- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
- 10番(阿部 均君)はい、議長。今回の総合計画で、基本方針初めですね、コンパクトという言葉がいっぱい出てきますけども、このコンパクト、いろいろな意味合いがあるのかなと思いますけども、それで、この総合計画の案でございますけれども、計画案ですけれど

も、その中でですね、この67ページなんかに示されているとおりですね、もうさらなる、新市街地等のですね、公共施設、さらなる利便性の向上を図るとありまして、この計画ですと、町全体のですね、均衡ある発展といいますか、バランスが非常に欠けたまちづくりというような認識に至らざるを得ないと私思います。そこで、この町全体のですね、均衡ある発展、その辺はどの辺に網羅されているのか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。まず、コンパクトなまちづくりの推進ということで、項目としてここに書かせていただいております。震災以降ですね、本町におきましては、内陸移転したJR常磐線、あとは国道6号、それを基軸として防災集団移転事業を活用して3つの新市街地ができたということでございます。震災前には、町にはですね、そういう拠点性といったものがなかったということで、震災後の都市、土地の整備によりまして、こういった利便性や快適性を備えた町の中心となる市街地が形成されたというところでございます。

町といたしましては、新市街地と、これまでの既存集落、そういったところとの連携、 そしてネットワーク化、そういったものを図ることによって、新市街地だけでいいんだ ということではなくて、そこだけ大きくなればいいとか、そういうことではなくてです ね、町民の誰もが新市街地の利便性、快適性を享受できるようにしたいという思いでお ります。

また、この町がですね、持続可能な町である続けるためには、今後のさらなる人口減少、高齢化、そういったものもしっかりと踏まえなくてはいけないということはもちろんなんですが、さらには効率性ですとか、経済性、そういったものもしっかりとですね、考慮してまちづくりをしていかなくちゃいけないというふうに考えているところでございます以上でございます。

- 10番(阿部 均君)はい、議長。十二分ですね、行財政の効率を考えればですね、コンパクトな町なりが一番であると。それは、効率がいいというのは十二分に承知しておおりますけどもですね、山元町の町民ですね、私も一番最果てのほうに住んでおりますけれども、やっぱり全ての町民がですね、安心して暮らせる、やっぱり均衡あるまちづくりというのが、もうこれ大前提ではないかと私は思っておりますけれども、その辺、このままですとですね、地域間格差といいますか、そういうような部分がもっともっと拡大するような計画ではないかと思います。その辺について町長、どのように考えればよろしいのか、ちょっと町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。これまでも一般質問等でもご質問があったというふうに私は理解しておりまして、その都度お答えしてきたつもりでございますけども、町の置かれたこの地域向上、集落向上というものをですね、今、人口減少社会の中にあって、維持・存続できるのかというところから問題意識を共有していかざるを得ないんじゃなかろうかなというふうに思います。

端的な例を申しますと、上下水道、これをですね、津々浦々、全世帯が利用、共用できるようにすれば、これは理想的でしょう。しかし、現実、そういうのが、担当課長が申し上げましたように、いろんな面でちょっと難しい部分がございます。つくるの簡単でございますよ。維持管理ができなければどうしようもないわけでございますから、一定の人口がといいますか、世帯が集約されている各行政区の、全体としてはたしか下水

道は6割ぐらいだと思いますけれども、そういう範囲にとどめているわけですよ。そういう考え方でやっていきませんと、各行政区に全てのものをまんべんなくというのは、これは理想でございますけども、これは経済合理性なり、町民の方々の負担の観点からすれば、それは現実離れした話になるわけでございますから、そういう意味で拠点性、集約性というものを一定程度高めながら、そこで一定の利便性なり快適性なりを見出すことによって、それを周辺の行政区、地域にも及ぶようなですね、そういうネットワーク化をしていくのがこれからのまちづくりだし、地域分散型の自治体にあっては、そういうことがますます求められる方向性なのかなというふうに考えてるところでございます。

- 10番 (阿部 均君) はい、議長。私は、上水道は、それはね、当然整備は、これはね、隅々までやると。下水道まで隅々まで整備しろとは全く申してはおりません。しかしながらですね、ますます少子高齢化が進む中にあっては、当然あの周辺部、町の中心部以外に住んでいる方々もですね、安心して暮らせるようなしっかりしたですね、方向性なりまちづくりを、私は推進すべきだと思います。今のままですとですね、一極集中のまちづくりと言わざるを得ないという部分もございますんで、やっぱりこのままですと、町の中心部に住んでいる方とそれ以外の方々との格差がですね、これ拡大せざるを得ないと、助長されるというような認識に至らざるを得ないんですが、そういうような部分、やっぱり全ての町民がですね、やっぱり安心して暮らせるような、やっぱりある一定の方向性というのは、明確に示すべきだと思いますけど、もう一度その辺について。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。私は、上下水道、特に下水道をご紹介したのは、端的な例としてね、理解していただくべく取り上げたわけでございますので、いわゆるその生活環境と称するものはいろいろ、さまざまございますけども、そういうものを全て、極端なことを言うとフルセットのことはできる社会情勢にはなってませんよねというふうな思いでですね、お話を申し上げてるわけでございまして、あとはその地域に足らざるものがあれば、拠点性なり中心性を持ってるところとの連携、ネットワークを強化するというふうなこの手法は、これはもう全国津々浦々といいますか、まちづくり、都市計画の中では非常にオーソドックスな考え方であろうというふうに思っております。
- 10番 (阿部 均君) はい、議長。くれぐれもですね、今後ともコンパクト、それはある一定の方向性としては認めざるを得ないというような部分あろうかと思いますけども、やっぱり町全体、隅々までですね、安心できる、また均衡のある町の発展を期すように要望をしたいと思います。

それからですね、今後の行財政運営もここに触れられておりますけども、これを見ますと、まだ漠然とした部分で、将来的な見通しというのがなかなかまだわからないというような記述がございますが、税収はですね、確かに30年度、震災前の税収まである程度回復しているというのは、私も理解はいたします。ただ、税収の中でも伸びたのは固定資産税であって、町民が豊かになったのではないというような部分もあるのかなと思います。そういうような部分で、一番、私心配してるのは、人口が非常に、もう震災前から見れば4,000人近く減っておると。そういうような部分で、今後ですね、国の動向というような記述もございますけども、仮に4,000人減となれば、交付税等はですね、これ企画財政課長にお聞きしたいんですが、もしもこの4,000人減という人口減によるその交付税等の影響というのは、どのように今後なるのか、ちょっとお

聞かせ願いたいと。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。震災後ですね、大幅な人口減がこの被災地ではあったということで、国のほうからは手当といたしまして、普通交付税の激変緩和措置という措置がこれまでとられてきております。この措置の期限といたしましては、来年度までということになっておりまして、その先どうなるかというところについては情報がないという状況でございます。その後も続くのかですね、そこで終わりよということになってしまうのかですね、その辺はまだ見通しが立っていないということでございます。

これまでのその緩和措置があっての普通交付税の収入の部分と、それがなかった場合の推計値になりますけども、どうなるかというところを見ていくと、大体1億円くらいの差はあるのかなというふうに見ているところではありますけども、あくまで推計ということでご理解いただきたいと思います。

- 10番(阿部 均君)はい、議長。やっぱりそういうような部分ですね、私はもっともっと減ってしまうのかなというような認識持っておるんですが、税収はある一定の水準に達しておるというような部分。しかしながら、町の収入のかなめである交付税ですね、これこのままですと来年度である程度激変緩和は終了するということでございますので、これ早急にですね、その辺明確に、ある程度の試算をするなり、しっかりしたね、それで我々議会にもお示しをいただいてですね、これ執行部のみならず、議会も挙げてこれはね、もう町の死活問題でもありますので、その辺明確に、ある程度抽象的な表現ではなくて、議会に対しては明確に、今後ですね、お示しをいただきたいと思います。以上でございます。
- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。先ほど同僚議員からの信頼性、数字でのですね、アンケートの信頼性がありましたけど、今回、10月にたしか住民説明会を行ったと思うんですけれども、その際の出席者はどれくらいだったんでしょうか。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。3回開催いたしまして、合計25人となっております。 9番(岩佐孝子君)はい、議長。先ほどの数値から見ても、アンケートの数値、そして説明会2 5人、それで納得、皆さんに理解していただいたということで、今回のこの提出という ことでよろしいんでしょうか。そういうふうなことでの提出ということで理解していい んですか、町長。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。説明会にはそういう参加状況だったというふうなことでございますし、質問にはないかもしれませんけども、先ほど来から確認のあるようにですね、 審議会なりアンケート調査なり、さまざまな形で意見を集約してきたというようなこともまた事実だということでございます。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。アンケートの調査もサンプル数も余り多くなく、そして今回の その説明会に参加してくださった方々25名、1万2,000人のうち25名、それで 押し切っていいのかどうか、私は非常に疑問です。やはりサンプル数、そしてその参加 者が少ないんであれば、もう少し企業努力をすべきではないかと思いますが、その辺に ついて再度やるというふうな、説明をしなければならないというようなところまではい かなかったんでしょうか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。その計画というのは、多方面からですね、町民の皆様の意向なり考えなりを集約するというふうな形で進めてきているのが一般的でございますので、

願わくば会場を埋め尽くすぐらいの参加であれば、我々としても大変ありがたいところでございますけれども、総合計画のみならず、中学校の再編問題、小学校の問題等々ですね、これまでも議会のほうからその都度ご心配いただく機会がございますけども、それが山元町の実態でもございますのでですね、そういうようなところも勘案しながら、今回の計画策定に向けては一定の対応はさせていただいたものというふうに考えております。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。多くの方々に集まっていただき、いろんな意見が出て、それはアンケートの中で出てきてるというふうな理解なんでしょうけれども、やはり多くの声を聞きながらということは、やっぱりそれなりに住民の方々の、町民の方々の意識を高揚する、意識を醸成していくという上でも、私は非常に大事なことではないかなというふうに思うんです。この25人、そしてこのアンケートだけで押し切っていいものでしょうか、その辺、私はこれだけで、先ほどいろんな課題が出てました、その中で、ここで認めるということは、非常に私は町民の方々への説明ができないような状況に、私自身はあります。議会に対しても説明はしてきたというものの、10月、11月、皆さんから意見をいただいたというようなこともありましたけれども、その意見数も、母数も少なく、そういう中で果たしてこれで押し切っていいんでしょうか。3月までに実施計画も立てると言うんであれば、それとすり合わせをしながらでも私は遅くはないと思うんですが、いかがなものでしょうか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。いろんなお考え、受けとめ方あろうかというふうに思いますが、 一方では、この総合計画審議会、各分野、各会、各層の皆様が20名、町民を代表する 形で喧々諤々、熱心な議論を頂戴してましたので、場合によっては町民の皆様はそうい う審議会の皆様に委ねてられるという、一任されているというふうな見方も一方ではで きるのかなというふうにも思いますのでですね、必ずしもその回数なり、参加者の高だ けでは論じられない関係になるんじゃなかろうかなというふうに思いますし、それから、 総合計画の位置づけ上ですね、まず、繰り返しますけれども、基本的な方向性を議会の ほうに大所高所の観点からお墨つきを頂戴できればというふうな思いでございますので、 個別計画がなければ審議の対象になじまないというような性質、性格のものでは決して ないというふうに理解しておるところでございます。
- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。大体今の話で終わったような話なんだ。個別的にちょっと確認したいことがあります。1つは、防災計画の中になるのか、放射能対策についてですね、どのような検討がなされたのか。前回の計画中には明確に、これは除染計画が主だったんですけども、それが落ちついたのかどうかね。その辺の話もなかったし、あと、今後の不安、懸念として、女川原発のことが今非常に県内では大きな問題、話題になっているところなんですが、この山元町もその圏域にあるという、ある情報というかね、50キロ圏とか40キロ圏とかって、いろんな見方もあるんでしょうけども、そして今、それが再稼働も今現実のものになっているというときに、その放射能関係で原発絡みで大きな影響を受けているこの山元町だったわけですから、そして、今その、稲わらでない、まだ完全に解決してない問題もあるかと思うんです。そういうのも含めてね、やっぱりこれはこの中に入れるべきではなかったのかという考えもあるんですが、これは提案とかね、今後そういう意味での話なんですが、いかがでしょうか。

総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。まず、東京電力福島原子力発電所の事故に由来する放射性物質の関係でございますけども、町は除染計画を持って進めておりました。これにつきましてはその計画自体で取り組むべき除染の作業という部分はもう既に済んでいると。ただ、現実的といたしましては、除染した土壌がまだ現場保管になっているという部分がございますけれども、これにつきましては、この計画の中でどうこうするという部分ではなく、国のほうからその土壌の最終的な方向性が固まりましたら、それに基づいた形で対処させていただければと考えておったところでございます。

もう一つ、女川原子力発電所の関係でございますけれども、町といたしましては、東 松島市なりのですね、実際向こうで被害をこうむる場合の方々をですね、避難を受け入 れるという立場で山元町は今対応するということで、今やっておりますので、こちらの 計画の中でそれに向かう部分をちょっと計画の中に入れているという部分は確かにござ いません。以上でございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。その女川原発のですね、再稼働に伴って懸念されているよう、 現実に今、提起されているわけなんだけれども、その中に、私の理解の中では、この山 元町もですね、何十キロ圏内でその影響があるというふうな情報といいますかね、とい う見方もあるんですけども、当然、さっき言ったのに、1回その問題で被害を受けてい るというかね、そうですね、原発被害を受けている、山元町直接ね。というふうに経験 している町であるからこそ、そういう今後の将来の懸念に対してはね、これ計画なんで すから、あと、本当は実際ほいぐなったときどうする。よく問題になってるの避難計画、 避難計画が十分なものでないとかね、いやいや十分なものだと、そういうことで結論に 至ってないという、非常にこの大事な部分なの避難計画というのもね。というふうに考 えたときには、私は、当然ここにね、記載すべきだというふうな考えを持って確認した んです。少なくともそこの部分までの、だから検討はされたのか、されなかったのかと いうことだけの確認をしたいと思います。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。先ほどのお答えの中でもちょっと触れさせていただきましたが、これまで私のほうの受けとめとしましては、女川原発、事故が発生しますとその周辺地域の自治体のほうでまず直接的な影響を受けるということがございます。それにつきましては、県全体の中で広域避難の考えがありまして、山元町も東松島市なりの避難者を受け入れるというところの考えは当然ございましたが、山元町のほうから、の中でどのようなことを今後講じるかという部分までの発想になったら、まずは受け入れのほうの県の動きに合わせて今後対応していければと考えておったところでございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。これ、あくまで考え方の確認ですからね、この計画ね。と言う場合に、私は、これは載せるべきだと、一町民としてね、こういう提案をというような形で今言っているんですが、それは受け入れられないということですね、今の話ではね。それから、これまたこの現実の問題になってますね、先ほど来こう出ています。あるいはこの間の議会の中で取り上げられております防災というか、土砂災害とかね、河川の管理、整備に伴って生まれてきている現実的な問題が生まれている中で、ここでも62ページ、63ページですね、防災関係で避難路や排水路施設等の基盤整備を進める。まあ具体的には、さらに具体な表現として、大雨による山間部から平地部にかけた丘通り地区の排水路の脆弱性を解消していきますというふうに、具体的にこの部分ではね、

強調しているんですが、じゃあ表現はこうなってるんだけども、山元町の場合には、今

目の前の現実の問題になっているんですね、これを示されているんですね、この間、こ の何年間かね。こういう問題こそ目標値の設定をしてね、河川管理、河川のあれは、何 年度には何パーセントまでとかね、あるいは何カ所やるとかね、と示す計画ですからね、 将来に向けたね。計画全体の考え方からすれば、それはあってもいいのではないかと。 あるいは、あるべきだということでの提案というかね。この話の中でも排水路、河川の 浚渫等々は定期的にやってますということなんだけど、ということはやってるんだから、 当然、その定期的な浚渫、しかし河川がね、我々承知した、一体この町管理の河川がど のくらいあって、あいづがというのも、ほとんどの人が、こんなこと言って失礼だね、 私は知らないんですけども、相当あるみたい。そして、この間いろいろ見て、訴えがあ ったり、見ていると、いろんなところで河川管理が不十分で、堆積して、そのことによ っての被害がね、生まれなくてもいい、起きなくてもいいような被害が生まれていると いう現実があるわけです。の中でこういう表現、だから皆さんも十分そういったものを 認識した上でのこの計画を立ててるかと思うんだけど。といった場合に、こういうもの こそ数値目標、目標、指標数という考えで、現在と中間値、目標値、少なくともこの1 0年間はね、50パーセントは何とか整備しますとかね、というのがあってしかるべき ではないかとおもうわけですが、いかがでしょうか。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。整備計画のような進捗を示す目標設置をすればよかった んじゃないのかというご質問でございます。

この目標指標ですけれども、各5つの章、章立ての中でですね、それぞれにいろんな項目がひもづけされております。それぞれの章の中のその項目の中からですね、その目標指標としてお示しするのに必要といいますか、いい指標は何だろうということで、今ここに記載されているような指標が出てきてるということでございます。

議員がご指摘のそういった整備計画的なものもですね、ここにあればですね、本来よかったのかとは思いますが、なかなかですね、目標地点をお示しする部分も難しいという性質のものでもございますし、それにつきましては、一般質問の中でもるる協議があったところでございますけれども、そういった大雨時の災害、防災に向けて日ごろのですね、浚渫と、あとは危険箇所の修繕・改修、そういったものをこつこつと進めていきたいというふうに考えております。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。先ほど来ね、この目標設定、あらゆる角度からいろんな疑問なり要請なりといいますかね、出されているかと思うんですが、この目標設定、何で根拠、私は当然出すべきだと、こういうものをね。だけどそういう目標設定、どういう基準、根拠に基づいての目標、指標というものをね、考えて、整理して出しているのかというのが、非常にこれを受け取る側からすると、何の意味があるのと、そういうのがあって、先ほど来の疑問等々の、出生率の問題にしてもしかり、先ほどの図書の話にしてもしかりですね。私はこの目標設定するというのはね、この10年間でこういう目標を立てて、その目標を達成するためにどういう手立てをとるのか、どういう対策を講じれば、どういう対策で取り組めば、この目標を到達できるのか、達成できるのかということからの、この目標指標の設定だと受けとめたわけです。ですから先ほど来の議論の中でね、目標設定はこういうまちづくり目指してるんだったらば、もう少し高くていいんじゃないのとかね、現実の、それはあくまでも計画ですからね、それに向かっての目標でも、あくまでも目標ですから。目標は、よくスポーツ界のほうで目標は少し高めたので、それに

向かってという。ただ、具体的な手立て、対策がなければ、そこに到達しないわけですから、あるいはそれを対策、目標に目指した対策をとることによって動くというかね、動くことによって少しでも近づくという、そのための目標設定ではないかと思うんですが、という受けとめなんですが、そういうふうな受けとめをしたときに、今の回答ではちょっと、あるいは先ほど来の回答でもね、ちょっと首をかしげてしまう。ここはね、計画なんだから、本当、こういう話がね、もっと特別委員会なりね、そういう中で本当は展開できれば、そして一つ一つ細かく説明していただいた中で、お互い理解、共通の土俵、そして共通の理解をして、本当にこの一つの大事なね町の指針ですからね、というようなつくり方がされれば、多分にこういう場面でこんな時間がね、かける必要もなかったのかなというふうに思っています。

そういうことでね、とは言ってもこういうことになってしまってるんですから、やっぱりこの目標の設定の仕方と対策との関係での整合性は、この計画中からは見られないということでは、非常に不満を持っているということです。

それから、それとあわせて、先ほどの危険区域の解除ね、これ、これに載ってて、そしてこれに載せないという、この先ほどの課長、そっちの答弁もね、ちょっと情けないなと、残念だなという、これは載せないという、明確に示しているわけです。しかしこれは当然載せるべきだと。これも地域住民の大きな不安、懸念を持っている課題である、重要な課題であるということからするならば、希望を持たせる、町民に希望を持ってもらう計画だとするならば、そういう表現、表記は、絶対これは示すべきだということを訴えて終わります。

議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君) これから討論を行います。 討論はありませんか。なしでよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- 議長(岩佐哲也君)これから議案第85号第6次山元町総合計画について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第85号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)ここで、暫時休憩といたします。再開は2時40分といたします。

午後 2時30分 休 憩

午後 2時40分 再 開

議 長(岩佐哲也君)再開いたします。休憩前に続き会議を開きます。

議長(岩佐哲也君)日程第7.議案第86号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。それでは、議案第86号平成31年 漁復1号 漁港環 境施設整備工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

> 議案の概要につきましては、お手元に配布されております第4回議会定例会配布資料 No.14にてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

> まず、提案理由でございますが、漁港環境施設整備工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するもので、提案するものでございます。

1、2について、1. 契約の目的、相手方については記載のとおりとなってございます。

3. 契約の金額でございますが、原契約1億6,178万4,000円に対しまして、変更額1億7,679万4,200円、増額が1,501万200円、いずれも消費税を含む金額でございます。割合にいたしまして10.9パーセントの増となってございます。

5の工事の概要、変更分でございますが、消費税率2パーセントの増及び仮設工の中でポンプ排水をウエルポイント排水に切りかえたことによるものでございます。

7番の変更の理由でございますが、先ほども申し上げたとおり、国土交通省の通達に基づきまして、平成31年4月1日以降に契約を締結し、税率変更時以降に引き渡しを行う工事について、消費税10パーセントが適用となるため変更するものでございます。

2点目といたしまして、当初発注では地下水が掘削箇所より低い位置にあると設計しておりましたが、本施工に伴いまして試掘を行った結果、想定より高い位置から地下水が湧水したことが確認されたために、仮設工の広報変更を行う必要が生じたものとなったものでございます。

8の議決の経緯については、記載のとおりであります。

以上、簡単でありますが、議案第86号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

- 議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。 8番遠藤龍之君。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。この変更額についてなんですが、増額分ですね、増額分の内訳 をお示しいただければ。
- 農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。増額分1,500万の内訳ということでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)1,500万のうち消費税の増額がですね408万8,200円、差し引きいたしますと本工事のほうにつきましては、工事費自体といたしましては1,092万2,000円となってございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。消費税分を引いても、ちょっとこの仮設工設置といいますか、 増額分がちょっと多いのではないかなという素朴な、あるいは単純な疑問からの確認な んですが、こういった、よくね、地下水費がどうのこうので、それで実際にやってみた っけ想定より云々という説明が多々あるんですが、それにしてもこれちょっと多いのか なということでの確認なんですが、こういった問題、課題というのは、やっぱりどこか

らどうあれしてもわかんないということなのすかや、という疑問です。本来ならばもっとね、詳細に、この辺地下水云々というのはもその地に住んでいる人、当然予想できるものなのではないのかなという素朴な疑問からの確認です。

- 農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。遠藤議員のお話については、設計の際にボーリング調査 等実施してから補助申請なりというようなところのお話かと思いますが、実際に補助申 請で設計のですね、申請をする、実施設計をするに当たりまして、設計の基準がござい まして、今回の場合ですと漁港・漁場の施設設計参考図書という指針がございまして、 そちらのほうで海岸のですね、漁港関係の設計基準のときの一番地下水の水位というの を計算する式がございます。今回の場合ですと、そちらのほうに当てはめたものを当初 の設計のほうに反映しているというような形になってございます。
- 議長(岩佐哲也君)よろしいですか。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。だから、普通だったらそういうね、計算式とかがあってやるんだけども、地元の人だったらば、ここは、そうは言ってももっとほかのとこと違って水位はね、浜なんだべ、これは、そしたらというふうな想定はできなかったものかという単純な発想だったんだけれども、まあわかりました。そういうことで決めたって。ただ、ちょっと額が多いなというふうに感じたもんですから、そういう疑問を提供しました。以上です。
- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
- 10番(阿部 均君)はい、議長。ポンプ排水、あとウエルポイント排水ということで、変更で1, 000万円近く金額が違うんですが、ウエルポイント排水、私、ポンプ排水はわかるん ですが、ウエルポイント排水というのはどのような排水なのかちょっとご説明願います。
- 農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。ウエルポイント排水というのはですね、施工する箇所にですね、水を吸うためのパイプをですね1列にずっと並べて、その並べたパイプにポンプをつけまして、それで水を吸い出して地面の地下水を下げるというようなことでございます。

今回の場合ですと、大体施工延長が約200メートルぐらいあるんですが、そこにですね、ライザーパイプという地下水を吸う棒状のものを約190本ぐらい据えつけまして、そちらで地下水をくみ上げながら施工するという工法に変更となってございます。

議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第86号平成31年度 漁復1号 漁港環境施設整備工事請負 契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第8.議案第87号を議題とします。 本案について説明を求めます。

生涯学習課長(佐山 学君)はい、議長。それでは、議案第87号平成31年度 復興交付金事業 旧中浜小学校震災遺構保存整備工事請負契約の変更についてご説明いたします。

配布資料No.15に基づき説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、旧中浜小学校震災遺構保存整備工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

変更のあった項目についてご説明を申し上げます。

まず、3の変更契約金額についてですが、原契約額2億3,067万7,200円に904万5,800円を増額し、変更後の契約金額を2億3,972万3,000円にするものです。3.92パーセントの増加となります。

次に、5の工事概要及び7の変更理由についてですが、消費税率が10パーセントに引き上げられた変更によるもののほか、消防署の現地指導に基づき屋上からの避難はしごを新たに設置いたします。また、団体利用時の混雑緩和のため、1階部分に見学通路を追加するものであります。

以上、議案第87号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう お願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。 9番岩佐孝子君。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。今回は金額のということなんですけれども、工期は1月までなんですけれど、間に合うんでしょうか。その辺についても確認させてください。
- 生涯学習課長(佐山 学君)はい、議長。資料に記載してあるとおり、1月の末日完成ということで、予定どおり順調にですね、工事は進んでございます。以上です。
- 議 長(岩佐哲也君)質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第87号平成31年度 復興交付金事業 旧中浜小学校震災遺 構保存整備工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第87号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)日程第9. 議案第88号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。それでは、議案第88号令和元年度 社総交(復興)請6号 (仮称)新浜諏訪原線道路改良工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案の内容につきましては、配布資料のNo.16で説明いたしますので、お手元にご準備お願いいたします。

まず、提案理由でございますが、本議案は(仮称)新浜諏訪原線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

- 1. 契約の目的については、記載のとおりでございます。
- 2. 契約の方法につきましては、条件付一般競争入札としております。
- 3. 契約金額につきましては、4億304万円となっており、消費税を含む額でございます。落札率は84.96パーセントとなっております。
- 4. 契約の相手方につきましては、村本建設株式会社東北支店でございます。本社は大阪市の会社でございまして、昭和51年より東北支店を置き、営業をしているとのことでございます。

裏面をご覧ください。

今回の条件付一般競争入札の執行調書を添付しております。こちらに入札者とそれぞれの入札価格を記載しております。

概要にお戻りください。

5. 工事の場所につきましては、山元町新浜地内ほかとなっております。

1枚めくりまして、位置図をご覧いただければと思います。

町道新浜諏訪原線は、現相馬亘理線から国道6号間を結ぶ路線でございますけれども、 今回議案として提出させていただいている工事につきましては、その中ほど、赤の実践 で着色いたしました400メーターの区間となっております。

なお、補足でございますけれども、その右側、東側にございます青の実践の区間については施工済みとなっております。また、そのさらに東側の赤の点線で記載している区間につきましては、現在施工中の区間となっております。

概要にお戻りください。

6. 工事の概要でございますけれども、施工延長につきましては、先ほどお話しましたように400メーターとなっております。内容といたしましては、道路土工、盛り土工4万9,442立米、プレキャスト門型カルバートエ17メートル、そのほか車道・歩道の路盤工、表層工となっております。

2枚めくりまして平面図をご覧いただければと思います。

こちら、赤で着色いたしました区間が今回の工事区間となっております。戸花山のふもとのところから東側、町道いちご街道線を越えて約100メーター程度の区間、合計400メーターとなっております。

内容といたしまして、戸花山に近い部分は盛り土構造となっておりまして、高さは12メーター程度となっております。また、ちょうど真ん中ほど、町道合戦原戸花線のところでカルバートを設置する予定となっております。

概要にお戻りください。

最後7. 工期でございますけれども、令和2年3月31日までとさせていただいております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
 - 10番阿部 均君。
- 10番(阿部 均君)はい、議長。執行調書によりますと、3社が入札に応札していると、というような部分で、町内の業者が1社もございませんけども、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。今回の条件付一般競争入札につきましては、経審の土木一式によります総合評点950点以上ということで条件を設定させていただきました。その結果、町内に1社、該当する会社がございますけれども、そちらからはご参加いただけなかったという結果でございました。以上でございます。
- 10番 (阿部 均君) はい、議長。これ、条件付一般競争入札、何かの特殊な工事等がこの部分に あるのかどうか。だから条件がついているのか、その辺ちょっと。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。今回の工事につきましては、盛り土工が概要にございますように5万立米近いということで、かなり多い量となっております。その盛り土を最大12メーターという高さまで盛るという内容もございまして、品質と工程を両立して施工していただく必要があると。段差等、沈下等起きたら困りますので、そういった観点から、今回はこういった条件とさせていただきました。以上でございます。
- 10番(阿部 均君)はい、議長。復興関係の事業もですね、町が主体的にする事業は、工事といいますか、もうこれが一番大きな事業なのかなと思っております。そこでですね、今後も、これも引き続きまだまだあるんでございますけれども、完成するまではですね、その辺について、今後やっぱり地元のですね、やっぱり業者さんも参入を促すようなですね、ある一定の工区分けなり、いろいろな部分で我々、議会も執行部も同じでございますけれども、地元企業なり、産業なり、そうような部分の育成といいますか、発展といいますか、振興を図っていくという部分が必要不可欠だと思いますので、その辺について町長、今後ですね、町内の業者が参入しやすいようなですね、ある一定のできる範囲内の参入条件等の整備を、条件を示すべきだと思いますが、その辺について町長、お考えちょっとお聞かせ願いたいと。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。これまでも相当の事業を執行してきましたけれども、言われるまでもなくですね、そういう点については十分配慮をしてきて、今日に至っているというふうなことでございます。この路線の、先ほど施工中なり施工済みの部分についても、たしか地元の皆さんにもお力をいただいているというようなことで、また、内容によって担当課を中心にそれなりの対応、工夫はさせてもらってきているということでご理解いただきたいと思います。
- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。今の話につながるわけですが、とは言いましてもですね、条件、 950点以上、この平面図を見てみますと、確かにこの裾あたりはね、大変かなという

ふうに思うわけですが、この立面図、標準横断図だけを見るとね、そんなに難しい工事なのかなという素人並みの見方なんですが、ちょっとこの小分け、区分けすればね、まだまだやっぱり地元の企業もできるような工事内容ではないのかと思うわけですが、やっぱり工区分けってもっと真剣に、真剣にって、真剣にはやってるでしょうが、この間、こういった問題はそのたび、たび、そういった質問が出てきている中での、今も表現されました、最後の大きな事業ということになればですね、その辺もっと工夫すべきではなかったかと思うんですが、その辺の考え方について確認します。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。これまでもという部分についてですね、もう少し紹介申し上げれば、旧山下駅から亘理町境までのですね、JR敷を活用した路線なども、橋梁は施工の難易度なども勘案してという部分ございますけども、道路改良そのものについては、地元の皆さんにお力添えをいただいているというような部分ございますし、山下小中学校の前からの路線についても、3段階に分けてやってきている中で、今、地元の、最初は地元の方、2カ所目、中は違うかったかもしれませんけど、今は地元の方ですよね。いろんな形で地元の方にお力添えをいただく機会が多々ございますので、引き続きそういう考え方は大事にしていきたいというふうに思います。
- 議 長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。(「具体的な答えになってないでしょう」の声あり)
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。では、具体的な部分について私のほうから説明させていただきます。

今、遠藤議員のほうから、これ標準横断図にあるような断面のところというお話ございました。確かに中央の町道よりも東側の部分についてはこのような断面となっておりますけれども、具体的に申しますと、この中央の町道のところに係りますボックスカルバート脇にですね、垂直の壁を立てるという工事がございます。その壁というのがですね、コンクリートの板の後ろに、土の中にですね、補強材を埋め込んで立てるような構造になっておりまして、その壁とその背面の土、一緒に盛ってやる必要があるということで、今回はですね、そこにさらに上のほうに盛っていきますと、上のほうに行くスロープが必要となりますので、いずれこのような形で一体で発注する必要があったという事情でございました。以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。そういう事業内容としてもですね、先ほどの評価点950点以上、町内企業には1社あると。こういう小分けすればね、もしかするとこの方もその部分についてはね、参加可能だったんではないのかという疑問もあっての今の話でした。やっぱり、できる限りですね、考え方ね、これまではほいなくしてやってきたという話は、もちろんそれやんなくちゃならないことやってきたというだけの話なんだけども、やっぱり言ってることとやってることをね、やっぱり一致させなくちゃ、こういうこの場面でもですね、そういう取り組みの姿勢から、あと実際にですね、取り組むに当たって、そういう考え方でしっかりと進めていかなくちゃならないのではないかという疑問があって確認しました。

あわせて、という今のはね、この工期についてなんですが、何でこの今の時期の契約なのか、いつも不思議に思うんですけどもね。結局この工事だと多分大工事だね、400メートルものあいったがらね。もう繰り越しというのも最初からわかってる話だよね。この期間にやるんだったらいいんだけど。何でこれ、当初でもう当然ね、もう予算とっ

てることになってんだべから、何でこれがこの時期に、いつもこの年度末、年末、年度 末ね、この小忙しいときにこういうものバーンと出されてね、我々の十分な審議も審査 もできない中で。そして、今度、繰り越して、今度、繰り越した中で請負契約の変更と かってね、どんどん目のまでのない、過去のこと、まあ、というようなね、やり方で、 そして大きな事業がどんどん膨れ上がってきたという経緯も経験している上での確認な んです。これも4億って大きいですよね。何で今の時期の契約なのかということだけ確 認します。

- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。発注が今の時期になった理由でございますけれども、この工事の中で一番大きな部分、戸花山のすぐ東側の部分ですね、こちらの用地に関しましてですね、もともとは昨年度より年度当初発注を目指して交渉を進めておったところでございますけれども、内容に関しましていろいろとございましてですね、合意に至ったのが10月上旬だったという経緯がございまして、その後の発注となりました。以上でございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。もう少し、あんたゴモゴモってよくわかんないんだけども、ちょっと聞こえねかったんだ。
- 議 長(岩佐哲也君)建設課長、はっきりと説明してください。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。用地交渉に時間を要しまして、その用地の買収合意に至った のが10月上旬になったため、この時期の発注になったという状況でございます。以上 でございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。この用地交渉についてはね、これまでもそれで遅れ、遅れっていう、その一番の大きな要因がその用地交渉なんですが、何でそこでそういう遅れるのかという、非常にこれも素朴な疑問なんだけども、無理がある工事なのか、あるいはその条件に無理があるのかとかね、用地交渉すっときにね、どこが問題になってるんでしょうか。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。今回の用地交渉において時間を要しましたのは、残地の形が 若干よろしくないというところで、その取り扱いについて時間を要したものでございま した。以上でございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。それは個別あいつだけど、今後のことも、あっからね、今度山 もあるわけだからということで、参考までに確認したいんですけども、その団地交渉は 委ねる、和解交渉という、和解というか、最終的に和解したんだべけども、するのは町 が指定したというかね、最初に交渉の中身を町のほうが大きく変えたということで了解 をいただいたというような受けとめ方でいいんでしょうか。そういう話してだめだった らいいんだけど。
- 議 長(岩佐哲也君)少々お待ちください。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。具体的に申しますと、地権者の方から代替地が欲しいと、こ ういったお話がございまして、その調整に時間を要したという経緯でございました。以 上でございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。背景についてはわかりました。

そういうことで遅れたと言いながら、工期については3月31日までというふうに、 最初から明記して我々に。こういう提案の仕方っていうのは最初からできねものね。こ れで認めたら俺たちはここまで絶対やれよ、やんでがったらという話になるんだけども、 その辺のこの提案の仕方、ちょっと曖昧ないのかなというふうな思いでの確認です。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。この工事に関しましては、債務負担に関してご了解をいただいておりませんので、現状の発注の形といたしましては、年度内工事として発注せざるを得ないというところをご理解いただければと思います。

ただ、議員ご指摘のように、この工事のボリュームでまいりますと、年度内の完成というのもが難しいことは、それはそのとおりでございますので、こちらに関しましては繰り越しの承認というものが必要となってまいりますので、それに関しまして次回ですね、改めてご説明申し上げます。以上でございます。

議 長(岩佐哲也君)そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。

議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから議案第88号令和元年度 社総交(復興) 請6号 (仮称) 新浜諏 訪原線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第88号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第10.議案第89号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。議案第89号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

配布資料No.17議案の概要によりご説明をいたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願い申し上げます。

提案理由についてですが、山元町障害者地域活動支援センター条例の規定により、山元町障害者地域活動支援センターの管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づき、当該候補者を選定したので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

なお、こちら、指定管理者の選定方法につきましては、郡医師会や介護支援事業所連絡協議会会員により構成されております保健福祉施設指定管理者選定委員会において選定された事業者となっておりまして、従来まで管理運営してきた事業者が引き続き今回も選定された結果となってございます。

では、施設の概要を説明いたします。

名称です、山元町障害者地域活動支援センターやすらぎ。

所在です、山元町真庭字名生東75番地7。

設置目的です、障害者総合支援法に基づきですね、日常生活の支援、相談、創作活動、

地域交流を行うことにより、障害者の自立及び社会参加の促進を図る施設でございます。 施設設備等です、施設規模は鉄筋コンクリート造りの平屋建てで、建物面積ですが6 38.46平方メートルのうち171.9平方メートルの部分となります。

施設内容等です、施設内は事務室、地域活動相談室ほかでございます。

次、2番目、指定管理者が行う業務の範囲でございます。

- (1) 施設の運営に関する業務。
- (2) 障害者地域活動支援センターの事業を実施する業務。
- (3)障害者地域活動支援センターの設置、付帯設備及び備品の維持管理に関する業務。

あとその他としまして、障害者地域活動支援センターの適正管理を図るために必要な 業務については、個々に町と協議して定めるとしてございます。

指定期間です、来年度4月1日から令和7年3月31日までの5カ年としております。 4番、指定管理者の指定をする団体です。住所が山元町浅生原字作田山2番地71、 名称、社会福祉法人山元町社会福祉協議会、代表者名、会長伊藤長栄となってございます。

済みません、なお、施設のレイアウトについては、こちら、議案の概要に添付しております別紙1の配置図をご確認願います。

こちらの図のですね、緑の点線で囲まれた範囲が指定する施設となってございます。 以上、議案第89号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから討論を行います。—— 討論はありませんか。討論ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第89号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第89号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第11、議案第90号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。議案第90号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

こちらは、配布資料No.18議案の概要によりご説明をいたします。あわせてお手元に ご準備お願いいたします。 提案理由についてです。山元町共同作業所条例の規定により、山元町共同作業所の管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づき、当該候補者を選定したので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

なお、こちらも、指定管理者の選定方法につきましては、先ほどのやすらぎ同様、選定委員会において選定された事業者でございまして、こちらも今まで管理運営してきた事業者が再選定された形となってございます。

施設の概要でございます。

名称が、山元町共同作業所。

所在が、真庭字名生東75番地7です。

設置目的、障害者総合支援法に基づく障害者サービスを提供し、社会復帰及び社会参加の促進を図る施設としてございます。

施設と備品等です。先ほどの施設のうちですね、全体の638.46平方メートルの うち466.56平方メートル。あと敷地のほうです、4,752.58平方メートル の敷地での場所での指定管理を指定してございます。

施設内容等でございます。事務室、多目的室、作業訓練室、調理室、会議室ほかでございます。

指定管理者が行う業務の範囲です。

施設の運営に関する業務。共同作業所の事業を実施する業務。共同作業所の施設、付 帯設備及び備品の維持管理に関する業務。その他として、共同作業所の適正管理を図る ため必要な業務については、個々に町と協議して定めるとしてございます。

期間につきましても、こちらも一緒ですね、来年度の4月1日から令和7年3月31日までの5カ年の指定管理としてございます。

指定管理者の指定をする団体です。町の、先ほどと同様です。社会福祉法人、町の社協でございます。山元町社会福祉協議会です。代表者は同じく伊藤長栄となってございます。

こちらも添付資料別紙1ご覧ください。

先ほどのやすらぎとは管理していない部分になります。同じ建物内で共有する場面も ございますが、基本的にはこちらのほうにそういう共同作業所のほうが管理するような 共有スペースが行ってございます。この水色の部分でございます。以上でございます。

以上、議案第90号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜 りますようお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。 9番岩佐孝子君。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。再認定されてということでありますけれども、福祉協議会は何 年度から委託をしてるのか。その辺について教えてください。
- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。こちらの管理運営、指定管理なる前はですね、平成12年から委託として事業を委託してございました。指定管理者として事業を出したのは平成18年から委託してございまして、今回で3回目。初め3年ですよね、3年やって4年だから、少々お待ちください、済みません、3年の指定管理が2回やりまして6年間、

その後5カ年間の指定管理で、今回が4回目の指定というふうになってございます。以上でございます。

議長(岩佐哲也君)よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。

議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 計論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから議案第90号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第90号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第12.議案第91号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。議案第91号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

こちらは、配布資料No.19議案の概要によりご説明をいたします。お手元にご準備お願いいたします。

提案理由についてです。山元町デイサービスセンター条例の規定により、山元町デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づき、当該候補者を選定したので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

なお、こちらもですね、指定管理者の選定方法につきましては、先ほど2件同様、選定委員会において選定された事業者でございまして、こちらも従来まで管理運営してきた事業者が再選定された結果となってございます。

施設の概要です。

名称が、山元町デイサービスセンター知楽荘。

所在が、合戦原にある施設でございます。

設置目的です。介護保険法による在宅要介護高齢者等の通所によるサービスを提供し、 健全で安定した在宅生活の継続、社会的孤立感の解消、心身機能の向上を図る施設とし てございます。

施設の設備、規模です。建物が鉄筋コンクリート造りの平屋建てです。面積が683.

02平方メートル、敷地面積が6,015.73平方メートル。

施設内用途です。事務室、日常生活動作訓練室、浴室、食堂、休養室ほか一式、全体 の施設になります。

2番目、指定管理者が行う業務の範囲です。

施設の運営に関する業務。デイサービスセンターの事業を実施する業務。デイサービ

スセンターの設備、付帯設備及び備品の維持管理に関する業務です。

その他、デイサービスセンターの適正管理を図るため必要な業務については、個々に 町と協議して定めるとしてございます。

こちら、指定管理の期間です。こちらも同じくですね、来年度4月1日から5カ年間です。

指定管理者の指定をする団体としまして、町内の静和会のほうに指定をしてございます。代表者名は会長松村吉一となってございます。以上でございます。

以上、議案第91号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番遠藤龍之君。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。これもなんですが、その前の2件もそうなっかと思うんだけど も、こいつ予算が通んなかったらどうなるんでしょうか。
- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。今回のこの3件の指定管理の締結になるんですが、費用が伴うのは、やすらぎ、初めのですね、1本目の議案のやすらぎが予算が伴います、町のですね。あとの、後段の2本については、もともと収益の上がる施設でございますので、その分の町で負担する分はないということで、予算措置はしてございません。ただ、今のお尋ねの中でですね、予算措置ということでございまして、こちら債務負担行為の予算の補正をさせていただいております。今回、この後、一般会計のほうの補正予算のほうでやすらぎのほうの予算については債務負担の補正ということで計上させていただいております。以上でございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。いや、だから、この場面ではもうだめなんだがもわからないけども、さっきのやすらぎというのは、もう予算の関係では、今たまたま見て、ここ出てきたからよ。ただ確認すんだけっども。その事実でいいのか、悪いのかだけ。別にだからどうのこうのというつもりはさらさらないんだけども、考え方としてどうなんだ。財政あたりか。知識として。
- 副町長(樋口 保君)はい、議長。一般論として、指定管理の部分ということでお答えさせていた だきます。

今回の議案3本については、この施設についてこの団体を指定管理にしますということで、これについてはそこの団体が今度自主的に施設を運営をしてくださいというのが今回の議案3本でございます。そのうち、先ほど桔梗課長申し上げたように、2つについては利用料金制という制度をとっております。利用料金制度というのは、自分たちで、この場合には介護保険をいただいて、その中で運営をしてくださいということなので、先ほど桔梗課長は町の予算はいりませんというお話をさせていただきました。やすらぎについては、収入ありませんので、利用料金の部分、収入の部分については町から財政の負担をします。先ほど遠藤議員のお話は、それ否決したらどうするんだというお話だったんですが、その場合には、今回結ばせていただく協定の中で、町と事業者が協定を結んでおりますので、甲乙協議の中で判断をしていくという形になります。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。そのやすらぎの場合には、別に予算の裏づけがなくてもああい う契約していいという理解でいいの。

- 副町長(樋口 保君)はい、議長。やすらぎの場合には、町からの支出予算で運営をもらいますので、そこは予算が否決された場合には甲乙協議して、どうしましょうかということになります。そのほかの2つの施設は、ここで指定させればもう介護保険の中でやれるようになる。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。やすらぎの場合はそんでもいいのねという確認。やすらぎの場合はもう決まってしまったんだべは。だから、それは甲乙協定の中で話し合えはいいんですよという理解でいいのね。だから別に問題はないということ。はい、わかりました。
- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。

議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君) 討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから議案第91号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第91号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第13.議案第92号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。それでは、議案第92号令和元年度山元町一般会計補正 予算(第3号]についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ3億3,060万2,000円を追加いたしまして、総額を123億8,156万1,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきますので、議案書の12ページ をお開きください。

まず初めに、人件費につきましてご説明いたします。第1款議会費以下第10款教育費までの各款におきまして、職員の給料、手当など、合わせて729万9,000円の人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、令和元年の人事院勧告の趣旨を踏まえた職員給与の改正等に伴う人件費の増額のほか、特別会計への操出金の増額となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、人件費以外について主なものについてご説明させていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費の1,919万8,000円につきましては、ふるさと納税寄附をいただいた方への返礼品等に要する経費について、ふるさと納税寄附額が当初想定したよりも大幅に増加していることから増額するものであります。財源はふるさと納税寄附金でございます。

続きまして、第5目財産管理費につきましては、4万4,000円を計上しておりますが、オーケストラの楽団であるアンサンブルバーグ様からの寄附金を震災復興基金に積み立てるものでございます。

第12目消費者行政費の13万4,000円につきましては、法テラスの専門家への 旅費等の費用弁償について、当初見込みよりも多くなったことから増額するものであり ます。財源は全額県支出金でございます。

議案書の14ページをご覧ねがいます。第3款民生費第2項児童福祉費でございます。 だい1目児童福祉総務費並びに第5目学童保育施設費につきましては、それぞれ説明欄 にありますように、平成30年度の交付金事業の実績清算に伴う国・県への返還金でご ざいます。

議案書15ページをお開き願います。第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。 第4目母子保健費につきましては、母子保健法等の改正に伴い、自治体間での乳幼児健 診等の情報を連携できるようシステムを改修するものであります。財源は国庫支出金と なっております。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費の569万円につきましては、農業経営体が農業用機械や施設を導入するための経費を支援するものであります。財源は全額県支出金となっております。

次に、第5目農地費につきましては、550万円を計上しております。こちらにつきましては、基幹排水路の浚渫を行う土地改良区への負担金になりますが、今回の台風等の影響を踏まえ、浚渫場所を増加し対応するため、負担金を増額するものであります。

議案書16ページをご覧願います。

第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第2目道路新設改良費につきましては、500万円を増額しております。こちらにつきましては、牛橋河口の護岸となる道路整備に関する予算になりますが、町道となりますことから、このページの一番下にあります河川改良費から道路新設改良費に予算を組みかえるものであります。

第3目道路橋梁復興推進費につきましては、1億4,972万1,000円を減額しております。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金事業について、交付確定いたしました整備する路線ごとの交付金の額に合わせ事業費が増減しているもののほか、新浜諏訪原線における国との委託協定締結のため、工事請負費1億8,000万円を減額し、同額を委託料とする予算の組みかえを行っているものであります。

議案書17ページをお開き願います。同じく土木費第4項住宅費でございます。第1 目住宅管理費の400万3,000円につきましては、昨年火災が発生いたしました町 営住宅の火災保険収入を町営住宅基金に積み立てるものであります。

次に、第10款教育費第2項小学校費でございます。第2目教育振興費につきまして、 説明欄にあります緊急スクールカウンセラー等活用事業の委託料の増は、消費税率の変 更に伴うものであり、次の第3項中学校費における委託料についても同様の理由による ものであります。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、台風19号等により被災した公共土木施設の復旧を行うものであり、第1目単独災害復旧費として8,280万円、第2目補助災害復旧費として2億7,000万円を計上しております。財源は国庫支出金地方債でございます。

次に、同じく災害復旧費第2項農林水産業施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、台風19号等により被災した農業用施設の復旧を行うものであり、第1目単独災害復旧費として6,700万円、ページをおめくりただきまして、第2目補助災害復旧費として1,000万円を計上しております。財源は国庫支出金地方債でございます。

同じく災害復旧費第4項文教施設災害復旧費でございます。第2目社会教育施設災害復旧費につきましては、178万5,000円を計上しております。このうち委託料については、台風19号等により被災した深山山麓少年の森の自然観察路の測量設計に要する経費、工事請負費については、同じく台風被害のあった町指定文化財茶室の隣地境の竹柵を復旧するための経費であります。

最後に、第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。第1目災害援護 資金貸付金の397万1,000円につきましては、回収いたしました災害援護資金貸 付金を県に返還するための経費であります。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算について主なものをご説明いたしますので、議案書の9ページ をお開き願います。

初めに、第10款地方交付税でございます。震災復興特別交付税につきまして、11万3,000円増額しております。こちらは社会資本整備総合交付金の交付金額が確定し、増額となるものであります。

次に、第14款国庫支出金第1項国庫負担金でございます。こちらにつきましては、 補助災害復旧費における国負担分を受け入れるものでございます。

同じく国庫支出金第2項国庫補助金でございます。いずれも先ほど歳出予算でご説明 したとおりの内容でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、第15款県支出金第2項県補助金でございます。先ほど歳出でご説明をいたしました法テラスの専門家への費用弁償の増加分として、また、農業者の設備導入等に対する支援の原資として県支出金を受け入れるものであります。

議案書の10ページをご覧願います。

第17巻寄附金でございます。こちらにつきましては、今年度のふるさと納税寄附金の増加に対応し、3,500万円を増額するものでございます。

次に、第18款繰入金でございます。こちらにつきましては、財政調整基金繰入金になりますが、4,184万3,000円を増額しております。災害復旧事業に要する経費や財源調整の結果、財政調整基金を取り崩すものであります。

次に、第20款諸収入でございます。第3項貸付金収入第1目貸付金収入につきましては、災害援護資金貸付金の繰り上げ返済により、回収金が増額したものであります。

次に、第5項雑入第1目雑入につきましては、478万円を増額しておりますが、そのうち説明欄の400万3,000は、町営住宅の火災に伴う保険金を受け入れるもの、51万6,000円については、町営住宅の火災警報器交換に係る補助金、26万1,000円は埋蔵文化財収蔵庫建設工事の施工会社が使用した電気料を受け入れるものであります。

次に、第3目過年度収入18万6,000円につきましては、平成30年度の児童手 当交付金の実績画定に伴う国からの追加交付でございます。 次に、第21款町債でございます。こちらにつきましては、次の地方債の補正でご説明いたしますので、省略させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきますので、議案書の4ページをお開き願います。

今回、債務負担行為といたしまして9事業を計上しておりますが、来年度当初から事業を実施するに当たり契約行為を行う必要があるもののほか、複数年にわたって事業を 実施するものについて債務負担行為を追加するものでございます。主なものについてご 説明をいたします。

1つ目、会計年度任用職員制度導入に伴う給与等システム改修に要する経費については、来年4月から採用される会計年度任用職員の給与処理をするためのシステム改修に要する経費について債務負担行為を設定するもの。

次に、地方創生総合戦略策定支援業務に要する経費については、平成27年度からの5カ年計画でありました地方創生総合戦略について、本年度で終期を迎えることから、次期戦略の策定に要する経費について債務負担行為を設定するもの。

飛ばしまして、山元町障害者地域活動支援センター指定管理業務委託に要する経費については、現在委託している指定管理が今年度で終期を迎えることから、新たに債務負担行為を設定するもの。

下から2つ目になります。戸花山遺跡発掘調査支援業務委託に要する経費については、 遺跡の現地調査に要する経費について債務負担行為設定するものであり、次の合戦原遺 跡等発掘調査報告書作成支援業務委託に要する経費については、埋蔵文化財発掘調査を 実施した当該遺跡の発掘調査報告書作成に必要な遺物の整理等の業務を委託する経費に ついて債務負担行為の設定をするものであります。

最後に、議案書の5ページをご覧願います。

地方債の補正でございます。

緊急自然災害防止対策事業債につきましては、限度額を4,950万円として追加しております。こちらにつきましては、一ノ沢河川整備やため池修繕等工事において、当初、防災対策事業債を予定しておりましたが、より有利な地方債に組みかえるものであります。

次に、農林水産業施設単独災害復旧事業債については、限度額を4,350万円として追加しております。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

次に、議案書6ページをご覧願います。

こちら変更の内容といたしましては、過疎対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債等、より有利な地方債へ組みかえているほか、国の補助金の交付決定額が確定したことに伴い限度額を変更しているものであります。具体的な限度額の変更については、記載のとおりとなります。

いずれも記載の方法、利率や償還の方法につきましては変更ございません。

以上が今回の3号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 9番岩佐孝子君。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。収入の部の11ですね、寄附金のところの3,500万、そして、支出の分のふるさと納税の部分ですが、何件くらいを想定しているんでしょうか。 3,500万というふうな数字が出てますけれども。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。失礼いたしました。年度末までの想定件数としては、5, 800件を想定しているものでございます。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。全体で5,800件ということでよろしいんでしょうか。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。当初想定しておりましたのが3,100件でございました。それが今年度入りまして、当初想定よりも大幅な寄附金の増額ということが見込まれたものですから、5,800件ということで2,700件分増ということで考えております。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。非常に多くの方々からご寄附をいただいているということに感謝をし、この財源をきちっと精査しながら使っていかなきゃならないなと、使わせていただくようにということを改めて感じております。

今度は15ページの6款農林水産の部分の3目です、農業振興費ですけれども、担い 手の部分ですけれども、担い手農業の部分の補助金ですが、569万、これは何件でしょうか、何人に対して。

- 農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。お尋ねのですね、強い農業担い手づくり総合支援金事業 補助金の内訳ということでございますが、対象の担い手については1件、中身につきま して、施設整備と、あと農機具の購入という内容になってございます。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。やはり担い手が非常に今少なくなっております。そういう中で 農業に従事したいという方々の支援ということで、非常に私は大きいものだなというふ うに思いますので、今後とも法人だけではなくて、個人的な形での支援も充実していか なければならないと思っております。そういうことからして、今後もこういうことがあ るのかどうか確認をさせてください。
- 農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。今回のですね、補助金につきましては、国の補助金のですね、採択に伴うものといったところでございまして、毎年ですね、対象者につきましては、こちらのほうから進達をしてるわけなんですが、どうしても補助金の枠がございまして、年度の頭のほうに決定を受けるもの、あと執行状況を見ながら決定を受けるものというような形になってございます。今回については、その中で若干遅れて決定を受けたというような結果になってございます。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。国の補助ということなんですけれども、やはりここの地に来て 農業に従事したいというふうな意欲のある方々を少しでも支援するという意味で、国か らとか県からだけではなくて、町独自でのそういうふうなものはしていく考えはあるの かどうか、町長にお伺いします。
- 農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。町独自の支援というようなところのお尋ねかと思いますが、今後ですね、そういったところにつきましては、人材育成資金とか、あと農地の準備資金、あとは運営資金というのは国の制度の中でもいろいろ動いている部分もございますので、それを補完するような形で町のほうでもですね、支援策なりを考えていきたいというふうには考えてございます。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。ただいまお話がありました。やっぱり国とか県だけではなくて、 やはり起業をして、農業だけではなくて、起業をしたいというふうな方々もふえてきていると思いますので、そういうところに少しでも支援をし、ここに住んで、ここでまた 雇用を生むというような施策的なものも生まれてくると思いますので、そういうことから私は町長に確認したいなというふうに思ったんですが、町長の考えをお尋ねします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。これまでもですね、課長お答えしたような方向性で取り組んできているところでございますので、議員ご指摘の関係も含めてですね、地元で頑張ってくださる特に担い手を大切にするような支援策をですね、積極的に講じてまいりたいなというふうに思います。
- 議 長(岩佐哲也君)よろしいですか。そのほかに質疑はありませんか。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。4ページの債務負担行為についてなんですが、下から2番目の 戸花山遺跡発掘調査支援業務委託に要する経費ということで5,000万上げてるわけ ですが、これは新浜諏訪原線の関連の事業というふうに受けとめてよろしいですか。
- 生涯学習課長(佐山 学君)はい、議長。ご質問のとおりでございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。そうすると新浜諏訪原線の、先ほども契約っていいますか、あったんですが、全体の事業費どのくらい膨れ上がっているのか、現時点でね。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。ご質問の新浜諏訪原線の全体事業費に関しましては、これまでお示ししている13億3,500万ですかね、そちらから今のところ変更はございません。以上でございます。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。その中にこの5,000万も入ってるということですか。関連 の事業って聞いたんだが。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。はい、そのとおりでございます。
- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第92号令和元年度山元町一般会計補正予算(第3号) を採決 します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第14.議案第93号を議題とします。 本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、議案第93号令和元年度山元町国民健康保険 事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。 まず今回の補正の規模でございます。歳入歳出それぞれ244万5,000円を追加 しまして、総額を18億2,544万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書6ページ、最終ページになりますがお開き願います。

初めに、第1款総務費についてですが、こちらの委託料につきましては、制度改正に 伴うオンラインによる国保の被保険者の資格確認に関するシステム改修費に要する補正 額でございまして、240万円を増額計上してございます。

次に、下段、第8款諸支出金についてですが、昨年度に交付を受けました県交付金の清算により返還が生じておりますので、その返還額4万5,000円を増額計上してございます。

次に、歳入予算の補正額についてですが、議案書上段、こちらのページの上段、5ページになります。

こちら第6款繰入金についてですが、ただいまご説明申し上げましたシステム改修費や県交付金の返還に伴う財源として、財政調整基金繰入金240万5,000円を増額計上してございます。なおこちら、システム改修に関する経費につきましては、後日交付金等で手当される予定となっておりますので、その額が確定し次第、改めて補正なり決算で計上させていただきたいと思ってございます。

以上が今回の補正予算第3号案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜 りますようお願い申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第93号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)日程第15.議案第94号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、議案第94号令和元年度山元町介護保険事業 特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

> 今回の補正の規模でございます。189万8,000円を追加しまして、総額を14 億9,528万2,000円とするものでございます。

初めに、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書7ページ、最終ページになります。お開き願います。

こちら、第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費についてですが、こちらにつきましては、職員手当などの人件費に係る補正額で、16万3,000円を増額計上してございます。

同じく3款のですね下段です。第3項包括的支援事業任意事業費についてですが、こちら一時的に保護が必要となった高齢者の保護業務委託料に不足が生じたことから17 3万5,000円を増額補正額として計上してございます。

次に、歳入予算の補正額についてですが、議案書、こちら上段の6ページになります。 第7款繰入金の第1目、上段の基金繰入金についてですが、今回の補正に係る最終的 な財源調整の結果として基金の取り崩しを行っております。173万5,000円の増 額計上

同じく次の第2目一般会計繰入金についてですが、こちら職員手当などの増額に伴って16万3,000円を増額補正額として計上してございます。

あともう1件、次に、今回債務負担行為の補正がございます。議案書3ページにお戻り願います。

債務負担行為の補正については4件ございます。1件目の訪問介護サービス事業に関する経費から3件目までの生活体制整備事業に要する経費につきましては、平成29年度から継続して実施している事業でございまして、来年度の4月1日からも切れ目なく事業を継続するために、当年度中に委託契約を締結させる必要がございますので、その期間と限度額を補正するものでございます。

また、最後の4件目の地域包括支援センターの業務委託に要する経費に関しましても、 来年度の4月1日から事業を開始させるため、今年度中には委託契約を締結させる必要 がございますので、その期間と限度額を補正するものでございます。

以上が今回の補正予算第3号案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。 ―― 質疑はありませんか。
 - 10番阿部 均君。
- 10番 (阿部 均君) はい、議長。この7ページにありますけども、高齢者一時保護業務委託料、 総額では1,784万8,000円、今回は173万5,000円なんですが、どのよ うな方たちがこれ対象になっておられるのか。
- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。こちら、保護を要する高齢者ということで、今回のケースに関しては高齢者虐待の事案でございます。4件分の措置、現在しておりまして、今回の補正額としては、それで不足する分と合わせて今回見込まれる分1名を足して5名分の経費として今回補正額を計上させていただいております。
- 10番(阿部 均君)はい、議長。5名分の追加額ということで、これ総体的には年間どのぐらい の方がおられるんですか。
- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。こちら当初予算でもですね、少額の計上でございまして、 過去にこちらのほう事例はございませんでした。今年度、過去に1件だけございまして、 例年余り執行のない予算でございます。今年度に関してはちょっと件数が多かったので、

補正が生じて、補正予算の要求をさせていただきたいと提案をさせていただいたという ような経過になってございます。

10番(阿部 均君)はい、議長。なるべくこういうふうな一時預かりもしなくても済むような部分が、一番世の中がいいなとは思うんですが、そのような部分についてはきちっと指導なりを行っているのかどうか確認したいと思います。

地域包括支援センター所長(高橋千代子君)はい、議長。お答えいたします。

例年ない事案ではありますが、4件の事例を分析した結果ですね、やはり介護される 高齢者の状態、認知症の方がほとんどだったんですけれども、その状態が進んだという ふうな。あとこの4件の事例の世帯を見ますと、障害を抱えた子供さん、あと認知症が 進んだ高齢者世帯で多く見受けられているというふうなことがありますので、今回その 対策としまして、町内のケアマネさんを対象に、今回の事例を共有するとともに、その 予防に努めるというふうな形で、もう一度マニュアルの確認等を行っております。あと 2月におきましては、その高齢者虐待についての権利擁護の研修会というふうなことで、 専門の先生をお招きして研修会を行う予定としております。以上でございます。

- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。今の問題なんだけども、これは介護の中で見る仕事なのすかや。 最初から決まってんの。虐待、一時保護というのわかるよ。虐待で保護するということ になるともう介護の世界ではないのではないだろうかというふうな素朴な疑問。こうい う項目がそもそも介護保険のこの会計の中にね、措置というか、あるということで、今 ちょっと説明聞いて、初めてわかったことなんだけども、という、これはもう当初から そういう、もう含まれていると、メニューの中にということなんですね。はい、わかり ました。
- 議 長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。
- 議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第94号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第 3号) を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして日程第16.議案第95号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。それでは、議案第95号令和元年度山元町水道事業 会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。 初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的支出及び資本的支出とも一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。収益的支出においては、1款水道事業費1項営業費用総掛かり費において4万6,000円を増額するものです。

資本的支出1項建設改良費施設整備費においては、21万8,000円を増額するものです。

最初のページをお開きください。第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費4万6,000円増額し、総額3億8,503万9,000円とするものです。

第3条予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,790万円を1億1,811万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億1,154万4,000円を1億1,176万2,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出第1款資本的支出21万8,000円増額し、総額1億1,669万2,000 円とするものです。

第4条予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第95号令和元年度山元町水道事業会計補正予算(第2号)を 採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)つづきまして日程第17.議案第96号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。それでは、議案第96号令和元年度山元町下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

こちらも初めに1、2ページをお開き願います。

下水道事業会計予算についても、水道事業会計同様に収益的支出及び資本的支出とも 一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

まず、収益的支出1款下水道事業費1項営業費用においては、総掛かり費98万3,

000円を増額するものです。

次に、資本的支出の1項建設改良費施設整備費47万7,000円についても、人件費を総額するものです。

最初のページにお戻りください。

失礼いたしました。第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正 する。

支出第1款下水道事業費98万3,000円増額し、総額4億9,365万7,00 0円とするものです。

第3条予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,271万1,000円を2億3,318万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額968万9,000円を969万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億2,301万3,000円を2億2,349万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出第1巻資本的支出47万7,000円増額し、総額6億3,487万1,000 円とするものです。

第4条予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第96号令和元年度山元町下水道事業会計補正予算(第2号) を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)日程第18.閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によってお手元に配布の とおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すること にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君) 異議なしと認めます。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の 継続調査に付することに決定しました。 議長(岩佐哲也君) 日程第19. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君) 異議なしと認めます。議員派遣の件はお手元に配布のとおり派遣することに 決定しました。

> お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、そ の取り扱いを議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

> > [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(岩佐哲也君) 異議なしと認めます。議員派遣内容に変更を要するときの取り扱いは議長一 任とすることに決定しました。
- 議長(岩佐哲也君)これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回山元町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。

午後4時15分 閉 会